

別紙 1 - 1 (農地整備に係る運用)

第 1 趣旨

実施要綱第 2 の 1 の (2) の ① の ア の (ア) に掲げる農地整備の実施については、実施要綱及び実施要領本文によるほか、この別紙本文及び運用 1 から運用 4 までに定めるところによる。

第 2 農地整備の実施事業

農地整備において実施する事業は、次に掲げる事業とする。

1 農地整備事業

効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施する事業であり、運用 1 及び取扱いに掲げる事業とする。

2 農業基盤整備促進事業

地域の実情に応じたきめ細かな農地整備等を行う事業であり、運用 2 に掲げる事業とする。

3 実施計画策定事業

農地整備事業等の整備対象となる地域において、整備対象の事業実施計画の策定に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行う実施計画策定を行う事業であり、運用 3 に掲げる事業とする。

4 草地畜産基盤整備事業

畜産経営規模の拡大や畜産生産地の形成の推進に資する飼料生産の基盤整備等を行う事業であり、運用 4 に掲げる事業とする。

運用1（農地整備事業）

第1 定義

農地整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ、次に定めるところによる。

- 1 農地所有適格法人等 農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下この別紙において同じ。）及び特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下この別紙において同じ。）をいう。
- 2 経営等農用地 所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法第4条第4項第1号の利用権をいう。以下この別紙において同じ。）等の権原に基づき、又は農作業受託（6に定める基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農用地をいう。
- 3 担い手 次に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体をいう。なお、それぞれの地域の実情を勘案（市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下この別紙において同じ。）における営農類型ごとの農業経営の指標等を勘案することをいう。）できるものとする。

(1) 農業者(農地所有適格法人を含む。)の場合

認定農業者(農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下この別紙において同じ。)であること又は次に掲げる全ての要件を備えていること。

ア 専ら若しくは主としてその農業経営に従事すると認められる16歳以上の農業従事者がいるものであること又は後継者が近く農業に従事する見込みがあると認められること(農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員の中に当該農業従事者がいるものであること)。

イ その者が現に農業経営者として農業に従事しているか、新規就農希望者(農業後継者を含む。)又は新たな分野の農業を始めようとする農業者であって、かつ、農業によって自立しようとする意欲と必要な知識及び技術を有すると認められること。

ウ 生産基盤整備事業等（別表1の区分の欄の1から3までの事業をいう。以下この別紙において同じ。）の完了時における経営等農用地の面積(農地所有適格法人にあっては、経営等農用地の面積をその常時従事者たる構成員の数で除して算出した面積)が、おおむね3.5ヘクタール（露地野菜単一経営、果樹単一経営及び施設園芸単一経営にあっては作物ごとに市町村長が都道府県知事と協議して定める面積、北海道にあっては北海道知事があらかじめ農林水産省農村振興局長（以下この別紙において「農村振興局長」という。）の意見を聴いて地域ごとに定める面積)を超えていること。

なお、この基準の適用が困難な地域にあっては、市町村長が都道府県知事と協議してこの基準と異なる面積とすることができるが、この協議に際して

都道府県知事はあらかじめ地方農政局長等(北海道にあつては農村振興局長。以下この別紙において「地方農政局長等」という。)の意見を聴くものとする。

エ 事業実施地区について、第5の1により市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画(以下この別紙において「促進計画」という。)、第5の2により市町村が作成する農業農村活性化計画(以下この別紙において「活性化計画」という。)の目標年度又は第2の4の耕作放棄地型の事業完了年度(耕作放棄地解消・集積促進事業(別表1の区分の欄の4の(3)のイの耕作放棄地解消・集積促進事業をいう。以下この別紙において同じ。))を実施する場合にあつては、第5の4により都道府県知事が作成する遊休農地利用増進土地改良整備計画(以下この別紙において「遊休農地利用増進整備計画」という。))の目標年度までに認定農業者となることが確実に見込まれること。

なお、促進計画及び活性化計画の目標年度は、生産基盤整備事業等の完了予定年度の5年後までのいずれかの年度とすることを原則とし、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

(2) 生産組織の場合

次に掲げる全ての要件を備えていること。

ア 農業者の組織であり、その構成員の加入脱退にかかわらず、同一の目的を有する組織体として存続し、代表者、組織の運営、機械・施設の管理利用、受託料金等に関する規約を定めているものであること。

イ 主たる従事者の中に、(1)のア及びイの要件を満たす者がいること。また、生産基盤整備事業等の完了時において、基幹ほ場3作業についてそれぞれのオペレーターの作業面積(生産組織における受託以外で自らの所有権等に基づき農作業を行っている場合には、当該作業面積を含む。)が(1)のウに定める基準を超えていること。

ウ 促進計画又は活性化計画の目標年度又は耕作放棄地型の事業完了年度までに法人となり認定農業者となることが確実に見込まれること。

(3) 集落営農の場合

特定農業団体(農業経営基盤強化促進法第23条第4項に定める特定農業団体をいう。以下この別紙において同じ。)又は次に掲げる全ての要件を満たす組織(以下この別紙において「特定農業団体等」という。)であることが確実に見込まれること。

ア 目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項等が定められている定款又は規約を有していること。

イ その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする農地所有適格法人となることに関する計画であつて、次に掲げる基準に適合するものを有しており、かつ、その達成が確実に見込まれること。

(ア) 農地所有適格法人となる予定年月日が定められており、かつ、その日が、

当該計画の策定の日（以下この別紙において「計画策定日」という。）から起算して5年を経過する日前であること。

(イ) 当該団体が農地所有適格法人となるために実施する事項及びその実施時期が定められていること。

(ウ) 当該団体の主たる従事者が目標とする農業所得の額（以下この別紙において「目標農業所得額」という。）が定められており、かつ、その額が、市町村基本構想において農業経営基盤の強化の促進に関する目標として定められた目標農業所得額と同等以上の水準であること。

(エ) 当該団体が目標とする農業経営の規模、生産方式その他の農業経営の指標が定められており、かつ、その内容が、市町村基本構想で定められた効率的かつ安定的な農業経営の指標と整合するものであること。

ウ その耕作に要する費用を全ての構成員が共同して負担していること。

エ その耕作に係る利益を全ての構成員に対し配分していること。

オ 市町村基本構想において定められた農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準に適合する区域における農用地の利用の集積の目標（計画策定日から起算して5年を経過する日前に、当該区域内の農用地の面積の3分の2以上（当該団体が、当該区域内の生産調整面積の過半について主な基幹作業（水稻については耕起・代かき、田植え及び稲刈り・脱穀、麦及び大豆については耕起・整地、播種及び収穫、その他の品目についてはこれらに準ずる農作業をいう。）の委託を受ける場合にあっては、2分の1以上）の利用の集積を行うことを内容とするものに限る。）が定められており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

(4) 法人（農地所有適格法人を除く。）の場合

促進計画若しくは活性化計画の目標年度又は耕作放棄地型の事業完了年度において認定農業者となることが確実と見込まれるものとして市町村長が認定する者であること。

(5) 人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第2に定める人・農地プラン（人・農地要綱の人・農地問題解決加速化支援事業を利用せずに同要綱に準じて作成したものを含む。）、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「実質化人・農地プラン通知」という。）2の(1)に定める実質化された人・農地プラン（実質化人・農地プラン通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン、実質化人・農地プラン通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。）をいう。）及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。）において地域の中心となる経営体（以下この別紙において「中心経

営体」という。)に位置づけられていること。

(6) その他担い手として育成すべきであると市町村長が認めた者であること。

4 2の「基幹ほ場3作業」とは、稲作にあつては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあつては(1)、(3)又は(4)のうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とする。ただし特別な栽培手法による場合にあつては、次に掲げる作業に準ずるものとする。

(1) 耕起

(2) 代かき

(3) 田植え又は播種

(4) 収穫

第2 事業の内容

農地整備事業の内容は、効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、水田地帯及び畑地帯における地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施する次に掲げる事業とする。

1 経営体育成型

(1) 生産基盤整備事業（別表1の区分の欄の1の農業生産基盤整備事業をいう。

以下この別紙において同じ。）の事業種類の欄の(4)又は(5)に掲げるものを実施するもの

(2) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)から(6)までに掲げるもののうち2以上を総合的に実施するもの

(3) (1)又は(2)の生産基盤整備事業と別表1の区分の欄の2から4までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの

2 耕作放棄地型

(1) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)から(5)まで又は(7)に掲げるものを実施するもの

(2) (1)の生産基盤整備事業と別表1の区分の欄の2から4までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを一体的に実施するもの

3 通作条件整備

以下の事業の実施にあつては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

(1) 基幹農道整備

ア 一般型

農業の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図るため重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の整備を行う。

イ 保全対策型

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策のほか、緊急対策を行う。

(2) 一般農道整備

ア 一般型

幹線から末端耕作道までの農道網の整備を行う。

イ 樹園地等型

経営の近代化及び省力化を図ろうとする樹園地を主体とした農用地、近代化及び省力化を図り、かつ、水田利用の再編成の推進を図ろうとする野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第4条第1項の規定に基づき指定された野菜指定産地における畑地（畑作に転換した水田を含む。）を主体とした農用地（以下この別紙においては「野菜指定産地における畑地帯」という。）、田畑輪換を行う水田地帯の農用地（以下この別紙において「田畑輪換を行う水田地帯」という。）又は酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の4第1項の認定を受けた市町村計画に係る市町村内の農用地における農道の整備を行う。

ウ 農業集落間型

農業の生産条件が不利な地域において、農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）第2条第4項に定める農業集落（以下この別紙において「農業集落」という。）を結ぶ農道の整備を行う。

エ 保全対策型

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策のほか、緊急対策を行う。

第3 事業実施主体

- 1 農地整備事業の事業実施主体は、2から5に定める場合を除き、都道府県とする。
- 2 指導事業（別表1の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(1)のア及び(2)のアの指導事業をいう。以下この別紙において同じ。）の事業実施主体は、都道府県又は都道府県土地改良事業団体連合会とする。
- 3 調査・調整事業（別表1の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(1)のイ及び(2)のイの調査・調整事業をいう。以下この別紙において同じ。）及び耕作放棄地活用推進事業（別表1の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(5)の耕作放棄地活用推進事業をいう。）の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等とする。
- 4 農業経営高度化促進事業（別表1の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(3)の農業経営高度化促進事業をいう。以下この別紙において同じ。）の事業実施主体は、都道府県、市町村又は土地改良区とする。

- 5 耕地利用高度化推進事業（別表1の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(4)の耕地利用高度化推進事業をいう。以下この別紙において同じ。）の事業実施主体は、都道府県、又は市町村とする。
- 6 通作条件整備における保全対策型の事業実施主体は都道府県又は市町村とする。

第4 実施要件

1 経営体育成型

(1) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)から(5)までに掲げるものの受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上であること。

(2) アからウまでのいずれかの要件を満たすこと。

ア 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合（以下この別紙において「担い手農地利用集積率」という。）が、事業開始時（別表1の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(1)の事業（以下この別紙において「高度土地利用調整事業」という。）を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあつては、当該高度土地利用調整事業の開始時。以下この別紙において同じ。）)に比べ次のとおり増加することが確実に見込まれること。

(ア) 事業開始時における担い手農地利用集積率が20%未満である場合にあつては、これが30%以上となること。

(イ) 事業開始時における担い手農地利用集積率が20%以上50%未満である場合にあつては、これが10パーセントポイント以上増加すること。

(ウ) 事業開始時における担い手農地利用集積率が50%以上55%未満である場合にあつては、これが60%以上となること。

(エ) 事業開始時における担い手農地利用集積率が55%以上90%未満である場合にあつては、これが5パーセントポイント以上増加すること。

(オ) 事業開始時における担い手農地利用集積率が90%以上95%未満である場合にあつては、これが95%以上となること。

(カ) 事業開始時における担い手農地利用集積率が95%以上である場合にあつては、事業の実施により、これらの担い手への利用集積が図られること。

イ 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、別に定める集約化要件を満たす農用地面積（以下この別紙において「担い手農地集約化面積」という。）の割合（以下この別紙において「担い手農地集約化率」という。）が、次のとおり増加することが確実に見込まれること。

(ア) 事業開始時における担い手農地集約化率が13%未満である場合にあつては、これが20%以上となること。

(イ) 事業開始時における担い手農地集約化率が13%以上35%未満である場合にあつては、これが7パーセントポイント以上増加すること。

- (ウ) 事業開始時における担い手農地集約化率が35%以上38.5%未満である場合にあっては、これが42%以上となること。
- (エ) 事業開始時における担い手農地集約化率が38.5%以上63%未満である場合にあっては、これが3.5パーセントポイント以上増加すること。
- (オ) 事業開始時における担い手農地集約化率が63%以上66.5%未満である場合にあっては、これが66.5%以上となること。
- (カ) 事業開始時における担い手農地集約化率が66.5%以上である場合にあっては、事業の実施により、これらの担い手への集約化が図られること。

ウ 次に定める要件を全て満たすこと。

- (ア) 事業完了時点において、次のいずれかを満たす農地所有適格法人等が育成されることが確実に見込まれること。

① 農地所有適格法人が存在しない地区

事業開始時に農地所有適格法人が設立されていない地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、経営所得安定対策実施要綱（平成22年経営第7133号農林水産事務次官依命通知）第7に基づき交付金の交付を受ける農業者（以下この別紙において「経営所得安定対策の加入者」という。）となる農地所有適格法人が設立されることが確実に見込まれること。

② 農地所有適格法人が存在する地区

事業開始時に特定農業法人以外の農地所有適格法人が設立されている地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、当該農地所有適格法人が特定農業法人として農業経営基盤強化促進法第23条第7項に基づく農用地利用規程に定められることが確実に見込まれるとともに、経営所得安定対策の加入者となることが確実に見込まれること。

- (イ) 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める(ア)の要件を満たす農地所有適格法人等の経営等農用地面積の割合が、30%以上となることが確実に見込まれること。

- (3) 中心経営体農地集積促進事業（別表1の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(3)のアの中心経営体農地集積促進事業をいう。以下この別紙において同じ。）を行う場合にあっては、促進計画に定める目標年度において当該事業の受益面積に占める中心経営体の経営等農用地の面積の割合（以下この別紙において「中心経営体集積率」という。）が35%以上となること。

2 耕作放棄地型

- (1) 別紙1-2の第3の3の(1)に定めるところにより、耕作放棄地解消等基盤整備基本構想（以下この別紙において「整備基本構想」という。）が市町村により策定されていること。
- (2) 生産基盤整備事業における受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上であること。
- (3) 生産基盤整備事業における受益面積に占める耕作放棄地及び別紙1-2の第

3の3の(3)に定める基準を満たす耕作放棄地となるおそれがある農地の合計面積の割合が6%以上（受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が50%以上の場合にあつては、3%以上）であること。

(4) 耕作放棄地解消・集積促進事業（別表1の区分の欄の4の(3)のイの耕作放棄地解消・集積促進事業をいう。）を行う場合にあつては、別に定める要件を満たすこと。

3 通作条件整備

通作条件整備の実施に当たっては、以下の要件による。ただし、(1)のイ及び(2)のエの実施に当たっては、個別施設毎の具体の対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されていること。それ以外の実施にあつては、地域における農業振興のために必要な通作条件整備の内容と、本事業と関連を有し、効果的な実施により通作条件の改善に資する農地整備、農業関連施設等との関連事業について取りまとめた通作条件整備計画を作成すること。

(1) 基幹農道整備

ア 一般型

(ア) 受益面積がおおむね50ヘクタール以上であること。ただし、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村（以下この別紙において「振興山村」という。）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。以下この別紙において単に「過疎地域」という。）、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域（以下この別紙において「半島振興対策実施地域」という。）又は棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域（以下この別紙において、「指定棚田地域」という。）において行うものにあつては、受益面積がおおむね30ヘクタール以上であること。

(イ) 総事業費が1億円以上であること。

(ウ) 農業上必要な自動車の交通運行に必要な車道幅員がおおむね4メートル以上であること。ただし、鹿児島県奄美市及び大島郡の区域、離島振興法

(昭和28年法律第72号) 第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域(以下この別紙において「離島」という。)、振興山村、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域において行うものにあつては、車道幅員がおおむね3メートル以上であること。

(エ) 自動車交通量のうち、農業に係るものが過半を占めるものであること。

イ 保全対策型

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図るほか、緊急対策を行うものであつて、次の条件に適合するもの。ただし、点検診断のみを行うものについてはこの限りでない。

(ア) 受益面積の合計が50ヘクタール以上であること。ただし、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域において行うものにあつては、受益面積の合計がおおむね30ヘクタール以上であること。

(イ) 総事業費の合計が30百万円以上であること。

(2) 一般農道整備

ア 一般型

(ア) 受益面積がおおむね50ヘクタール以上であること。ただし、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域において行うものにあつては、受益面積がおおむね30ヘクタール以上であること。

(イ) 総事業費が5千万円以上であること。

(ウ) 全幅員がおおむね4.5メートル以上であること。ただし、豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯(以下この別紙において「特別豪雪地帯」という。)、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、急傾斜地帯(受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域をいう。ただし水田地帯を除く。以下この別紙において同じ。)又は指定棚田地域において行うものにあつては、全幅員がおおむね4メートル以上であること。

イ 樹園地等型

受益面積がアの(ア)の条件に適合し、かつ、次に掲げるもののうち、農道網の整備に必要なもの。

(ア) 総事業費及び全幅員がアの(イ)及び(ウ)の条件に適合する幹線農道

(イ) 全幅員がおおむね3メートル以上である支線農道

(ウ) 全幅員がおおむね2メートル以上である末端耕作道

(エ) 総延長がおおむね500メートル以上である軌道等運搬施設(野菜指定産地における畑地帯又は田畑輪換を行う水田地帯において行うものを除く。)

ウ 農業集落間型

事業を実施しようとする地域に含まれる少なくとも一つの農業集落が、離島、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72

号) 第2条第1項に規定する特定農山村地域(以下この別紙において「特定農山村地域」という。)、指定棚田地域、それらに準ずる地域又は、林野率が50パーセント以上であり、かつ、主傾斜が概ね100分の1以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の50パーセント以上を占める地域に含まれ、農業集落の通作圏の拡大による経営規模の拡大等の地域の農業構造の改善、既設農道及び各種農業関連施設等の一層の利用拡大並びに、農業集落の農家、地域住民等の農村環境の改善に資する計画路線であって、次の条件に適合するもの。

- (ア) 受益面積がおおむね30ヘクタール以上であること。
- (イ) 総事業費が5千万円以上であること。
- (ウ) 車道幅員がおおむね4メートル以上であること。

エ 保全対策型

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図るほか、緊急対策を行うものであって、次の条件に適合するもの。ただし、点検診断のみを行うものについてはこの限りでない。

- (ア) 受益面積の合計が50ヘクタール以上であること。ただし、振興山村、過疎地域又は半島振興対策実施地域において行うものにあつては、受益面積の合計がおおむね30ヘクタール以上であること。
- (イ) 総事業費の合計が30百万円以上であること。

第5 計画の作成

本事業の実施に当たっては、都道府県知事は、事業計画概要書及び以下に掲げるもののうち必要な計画を地方農政局長等に提出するものとする。

1 経営体育成型

都道府県知事は、経営体育成型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村から(2)の促進計画の提出を受けた上で、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号。以下この別紙において「令」という。)50条第3項の農用地利用集積促進土地改良整備計画(以下この別紙において「集積促進整備計画」という。)及び必要に応じて(5)の高付加価値農業振興計画を作成するものとする。

(1) 集積促進整備計画

ア 農地整備事業に係る令第50条第3項の農林水産大臣が定める基準は次のとおりとする。

- (ア) 次に掲げる事項が明らかなものであること。
 - ①計画区域の現況
 - ②担い手等の見通し
 - ③担い手の経営規模の拡大の見通し並びにこれを実現するために必要な農用地流動化及び農作業の集積の内容

- (イ) 第4の1の(2)の要件を満たすことが確実と見込まれるものであること。

イ 集積促進整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (ア) 農業構造改善目標
- (イ) 担い手等の見通し
- (ウ) 農用地の流動化計画
- (エ) 経営体育成計画又は農地所有適格法人等育成計画
- (オ) 土地利用計画
- (カ) 農業生産基盤整備計画

(2) 促進計画

ア 促進計画は、市町村基本構想に基づき作成するものとする。

イ 促進計画は、地域の実情に応じた生産性の高い土地利用型農業の確立を図るため、営農、農業生産基盤の整備、土地利用調整等の一体性を勘案し、1から数集落を対象とする。

ウ 促進計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (ア) 農業構造再編の目標
- (イ) 農用地の流動化計画
- (ウ) 経営体育成計画
- (エ) 農地所有適格法人等育成計画
- (オ) 土地利用計画
- (カ) 農業機械利用計画
- (キ) ほ場の整備計画
- (ク) 農業生産基盤の整備目標
- (ケ) 関連事業計画
- (コ) 推進体制整備計画
- (サ) 営農環境の整備目標
- (シ) 土地改良施設等の管理計画
- (ス) 農業農村整備事業管理計画
- (セ) その他必要な事項

エ 促進計画の作成にあたっては、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農用地利用改善団体その他関係機関団体の意見を聴取し、関係者の合意に基づき作成するとともに、第7の規定について十分な周知を図るものとする。

オ 促進計画の策定にあたっては、次の計画等との整合を図るものとする。

- (ア) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第4条に規定する農業振興地域整備基本方針及び同法第8条に規定する市町村農業振興地域整備計画
- (イ) 農業農村整備事業管理計画について(平成3年6月24日付け3構改D第400号構造改善局長通知)に定める事業管理計画

2 耕作放棄地型

都道府県知事は、耕作放棄地型を実施しようとするときは、別紙1-2の第4の4に定めるところにより、令第50条第8項の遊休農地利用増進土地改良整備計画(以下この別紙において「遊休農地利用増進整備計画」という。)を作成する

ものとする。

3 高付加価値農業振興計画

都道府県知事は、高付加価値農業の営農に必要な単独水源の新設、廃止若しくは変更又は高付加価値農業施設移転等事業（別表1の区分の欄の2の事業の事業種類の欄の(2)の高付加価値農業施設移転等事業をいう。以下この別紙において同じ。）を行うときは、次に定めるところにより、高付加価値農業振興計画を作成するものとする。

(1) 高付加価値農業振興計画は、優良農用地の確保と土地利用秩序の形成に資するための農用地の整備及び地域の実情に即した高付加価値農業の振興に関する計画とする。なお、高付加価値農業とは、消費者ニーズに的確に対応した収益性の高い農業で、次の手法により農産物の付加価値を高めるものをいう。

- ア 当該地域に適した新たな農作物の導入又は地域の伝統作物の掘起こし
- イ 品質面で優れた品種、特別な販売方式等の導入
- ウ 農作物の加工を通じた地域特産物の開発
- エ その他適当と認められる手法

(2) 高付加価値農業振興計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 農業振興の構想

- ① 農業振興地域の開発整備の構想及び同構想の中で位置付けられる当該地区の農業振興の構想
- ② 高付加価値農業の振興が土地利用型農業の構造改善、地域の活性化等に与える影響

イ 高付加価値農業形成計画

- ① 高付加価値農業に関する営農計画
- ② 土地利用型農業区域と高付加価値農業区域の秩序のあり方
- ③ 農用地の権利移動状況
- ④ 各種計画との調整

4 農業経営高度化計画

都道府県知事は、農地整備事業において、農業経営高度化支援事業（耕作放棄地型を除く。）を行うときは、別紙1-2の第4の5に定めるところにより、農業経営高度化計画を作成するものとする。

5 通作条件整備計画

通作条件整備の事業計画は、土地改良法に基づく土地改良事業計画として定めるものとする。ただし、第2の3の(1)のイ、(2)のウ及びエの事業についてはこの限りではない。

第6 事業の中間審査

1 都道府県知事は、経営体育成型（第5の1の(2)のウの要件により採択された事業実施地区を除く。）においては、開始年度を含めて3年度目以降生産基盤整

備事業等の完了年度まで、集積促進整備計画を踏まえ、経営体育成基盤整備事業計画審査表（以下この別紙において「計画審査表」という。）を作成し、計画審査表に定められた事項の達成状況について審査を行い、その結果を地方農政局長等に報告するものとする。

- 2 1の審査の結果、計画審査表に定められた事項の達成状況に関して、別に定める基準に達しない場合には、都道府県知事は、適切な改善措置を講ずることとし、その結果を地方農政局長等に報告するものとする。
- 3 地方農政局長等は、2の報告において別に定める基準に達しない場合には、都道府県知事に対して、事業の実施方針の検討を指示するものとする。
- 4 都道府県知事は、地方農政局長等から3の指示を受けた場合には、事業の実施方針を決定し、地方農政局長等に報告するものとする。なお、事業の実施方針の策定にあたっては、都道府県知事は、学識経験者等の第三者の知見を活用すること等により、事業の効果的かつ適正な執行の確保を図るものとする。
- 5 地方農政局長等は4の報告について評価を行い、その結果、計画審査表に定められた事項の達成が困難と見込まれる場合にあっては、当該事業について、当該年度の次年度以降の補助金を充当できないものとする。

この場合、地方農政局長等は、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

第7 計画の変更等

- 1 都道府県知事は、経営体育成型において、促進計画の変更があった場合（別紙1-2に定める場合に限る。）には、その内容を踏まえて集積促進整備計画（農業経営高度化支援事業を行う場合にあっては農業経営高度化計画を含む。）の変更を行うとともに、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、耕作放棄地型において、遊休農地利用増進整備計画の変更があった場合には、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を報告するものとする。
- 3 都道府県知事は、通作条件整備において、次のいずれかに該当するときは、事業計画の変更を行うものとし、地方農政局長等にその旨を報告するものとする。
 - (1) 農道の新設又は改良を行うもの（第2の3の（2）のウに規定する農業集落間型（以下この別紙において「農業集落間型」という。）によるものを除く。）

都道府県知事は、次のいずれかに該当するときは、事業計画の変更を行うものとする。

 - ア 当該事業の施行に係る受益面積の10パーセント以上の変更（ただし、受益面積の増又は減が10ヘクタールに満たない場合は、この限りではない。）
 - イ 主要工事計画については、土地改良法施行規則第38条の2等に規定する主要工事計画等であって農林水産大臣が定めるものを定める件（平成18年9月25日農林水産省告示第1272号。以下この別紙において「告示」という。）第1号の（3）のイの（ア）及び（イ）に掲げる変更

ウ 事業費であって告示第2号に規定されているものについての変更

(2) 保全対策型及び農業集落間型

都道府県知事は、次のいずれかに該当するときは、事業計画の変更を行うものとする。ただし、保全対策型のうち、緊急対策を新たに実施しようとする場合は、緊急対策施行申請書の写しのみの提出をもって事業を実施することができる。

ア 当該事業の施行に係る受益面積の10パーセント以上の変更（ただし、受益面積の増又は減が10ヘクタールに満たない場合は、この限りではない。）

イ 主要工事計画の著しい変更

ウ 物価又は労賃の変動によるものを除く主要工事計画に係る事業費の10パーセント以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

第8 事業の達成状況報告等

経営体育成型又は耕作放棄地型として農地整備事業を実施する場合、都道府県知事は、地方農政局長等に、農地整備事業の達成状況について報告するものとする。

第9 助成

国は、本事業に要する費用のうち別記に掲げる工事費及び促進費の一部につき、別に定めるところにより都道府県に助成するものとする。

第10 発電施設における固定価格買取制度との調整等

- 1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村及び土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下この別紙において同じ。）が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。
- 2 本事業で設置する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和2年11月末日までに交付要綱第4に規定する事業の交付申請等を行い、その後交付決定を受けて整備するものについてはこの限りではない。

(1) 停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有すること。

(2) 農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、管理所内の電気設備に発電電力を直接供給できる機能を有すること。

第11 その他

この事業の実施については、土地改良法（昭和24年法律第195号）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）及び土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるところによる。

第12 経過措置

- 1 ほ場整備事業実施要綱（昭和41年7月26日付け41農地D第1241号農林事務次官依命通知）に基づき採択された都道府県営ほ場整備事業の取扱いについては、なお従前の例による。
- 2 土地改良総合整備事業実施要綱（昭和52年4月16日付け52構改D第217号農林事務次官依命通知）に基づき採択された都道府県営土地改良総合整備事業（一般型、省力化型、担い手育成型及び担い手支援型）の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 経営体育成基盤整備事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2486号農林水産事務次官依命通知）に基づき平成15年度に採択された事業の実施地区については、第4の1の(2)のAの(ア)の規定は適用しないものとする。
- 4 ほ場整備事業実施要綱に基づき採択された都道府県営ほ場整備事業（担い手育成型）、土地改良総合整備事業実施要綱に基づき採択された都道府県営土地改良総合整備事業（担い手育成型）及び畑地帯総合整備事業実施要綱（平成9年10月8日付け9構改D第238号農林水産事務次官依命通知）に基づき、平成14年度までに採択された畑地帯総合整備事業の地区であって、農業経営高度化支援事業を実施するものについては、第4の1の(3)のA及び第4の2の(3)に規定する「20%」を「5%」と読み替えることとする。
- 5 経営体育成基盤整備事業実施要綱に基づき平成15年度に採択された事業の実施地区については、第4の1の(2)のAの(イ)の基準を、「事業の完了時において、以下の①及び②を満たすことが確実に見込まれること。
 - ① 担い手農地利用集積率が25%以上となること。
 - ② 担い手農地利用集積増加率が20%以上となること。」と読み替えるものとする。

なお、土地改良総合整備事業実施要綱第4に規定する土地改良総合整備事業（担い手支援型）で採択の申請を検討していた地区のうち経営体育成基盤整備事業実施要綱に基づき採択した地区については、第4の1の(2)のAの(イ)の基準を、「事業の完了時において、担い手農地利用集積率が以下のとおり増加することが確実に見込まれること。

- (1) 事業開始時における担い手農地利用集積率が20%未満である場合にあつては、これが25%以上となること。

(2) 事業開始時における担い手農地利用集積率が20%以上である場合にあっては、これが5パーセントポイント以上増加すること。」と読み替えるものとする。

- 6 「土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について」（平成9年10月8日付け9構改D第242号農林水産事務次官依命通知）による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年7月28日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）の第2の表の(2)の部の2畑地帯総合整備事業・(1)一般型の項の採択基準等の欄の(1)又は「畑地帯総合整備事業実施要綱の制定について」による廃止前の高生産性土層改良事業実施要綱（平成6年7月8日付け6構改D第420号農林水産事務次官依命通知）及び畑地帯総合整備事業（施設整備型）実施要綱（平成8年7月31日付け8構改D第549号農林水産事務次官依命通知）に基づき採択された事業については、なお従前の例によるものとする。
- 7 「畑地帯総合整備事業実施要綱の一部改正について」（平成11年10月1日付け11構改D第156号農林水産事務次官依命通知）による改正前の畑地帯総合整備事業実施要綱第4の3に基づき、平成10年度以前に採択された畑地帯総合整備事業の地区については、なお従前の例によるものとする。
- 8 6及び7に定めるところにかかわらず、この通知の施行前に採択された畑地帯総合整備事業実施要綱第4の3、土地改良事業関係補助金交付要綱の第2の表の(2)の部の2畑地帯総合整備事業・(1)一般型の項採択基準等の欄の(1)、緊急畑地帯総合整備事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第477号農林水産事務次官依命通知）及び高生産性土層改良事業実施要綱に基づき採択された地区であって、畑地帯総合整備事業実施要綱第4の1及び2の要件に該当するものについては、別に定める方法により、畑地帯総合整備事業実施要綱に基づく事業とすることができる。
- 9 「畑地帯総合整備事業実施要綱の一部改正について」（平成20年4月1日付け19農振第1904号農林水産事務次官依命通知）による改正前の畑地帯総合整備事業実施要綱別表1の区分の欄の2の項の事業種類の欄の(7)に定める事業として、改正前に同要綱第7の1の規定に基づき平成20年度における事業実施採択申請が行われているもののうち農用地への野生鳥獣の侵入防止のために必要な鳥獣侵入防止設備の新設、廃止又は変更に関し該当するものについては、改正後の畑地帯総合整備事業実施要綱別表1の区分の欄の1の項の事業種類の欄の(8)に定める事業として申請が行われたものとみなす。
- 10 経営体育成基盤整備事業実施要綱及び畑地帯総合整備事業実施要綱に基づき実施してきた地区であって、平成23年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、要綱別紙1の1の(1)に定める営農目標推進整備計画の作成をもって本事業へ移行されたものとみなす。
- 11 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成23年4月1日付け22生畜第2433号農林水産省生産局長通知・22農振第2216号農林水産省農村振興局長通知・22林整計第359号林野庁長官通知・22水港第2429号水産庁長官通知）に

よる改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長通知・21農振第2454号農林水産省農村振興局長通知・21林整計第336号林野庁長官通知・21水港第2724号水産庁長官通知）別紙（番号1 経営体育成基盤整備事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、平成23年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、要綱別紙1の1の（1）に定める営農目標推進整備計画の作成をもって本事業へ移行されたものとみなす。

12 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）に基づき採択された事業が農地整備事業に移行する場合における取扱いについては、地域自主戦略交付金交付要綱の例による。

13 地域自主戦略交付金交付要綱の別紙1の農地整備事業に係る運用の第5の規定及び別紙7の第4の規定に基づいて、平成24年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。

14 農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長通知・21農振第2454号農林水産省農村振興局長通知・21林整計第336号林野庁長官通知・21水港第2724号水産庁長官通知）別紙1の第5の9に基づいて、平成23年度における事業実施に必要な資料（以下この別紙において「必要資料」という。）の提出を行っている地区については、本要領に基づき必要資料が提出されたものとみなし、平成22年度において必要資料に位置づけられている地区で、平成23年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。

15 耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第2048号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施してきた地区であって、平成24年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業実施要綱の例による。

16 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成23年4月1日付け22生畜第2433号農林水産省生産局長通知・22農振第2216号農林水産省農村振興局長通知・22林整計第359号林野庁長官通知・22水港第2429号水産庁長官通知）による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長通知・21農振第2454号農林水産省農村振興局長通知・21林整計第336号林野庁長官通知・21水港第2724号水産庁長官通知）別紙（番号5 耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、平成24年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、従前の例による。

17 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成23年4月1日付け2

2生畜第2433号農林水産省生産局長通知・22農振第2216号農林水産省農村振興局長通知・22林整計第359号林野庁長官通知・22水港第2429号水産庁長官通知)による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長通知・21農振第2454号農林水産省農村振興局長通知・21林整計第336号林野庁長官通知・21水港第2724号水産庁長官通知)別紙(番号3 地域水田農業再編緊急整備事業に係る運用)に基づき実施してきた地区であって、平成24年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、従前の例による。

18 「農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について(平成26年4月1日付け25生畜第2095号農林水産省生産局長、25農振第2128号農林水産省農村振興局長、25林整計第960号林野庁長官、25水港第2975号水産庁長官通知)」による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領に基づき実施していた地区にあつては、改正前の農業経営高度化促進事業を実施することができる。

19 平成30年4月1日から令和3年3月31日までに第4の3の(1)のイ及び(2)のエの保全対策(点検診断のみを行う場合を除く。)に着手する場合であつて、当該着手までに個別施設計画を策定することができないやむを得ない理由があるときには、保全対策の実施と併せて令和3年3月31日までに個別施設計画を策定するものとする。

20 平成30年3月31日以前に第4の3の(1)のイ及び(2)のエの保全対策(点検診断のみを行う場合を除く。)に着手した事業における実施要件については、なお従前の例による。

21 農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施してきた地区であつて、令和3年度以降も実施する必要がある地区については、第7の申請及び採択が行われたものとみなす。

別 記

1 工事費

ア 純工事費

イ 測量設計費

ウ 用地費及び補償費

エ 船舶機械器具費

オ 全体実施設計費

カ 換地費

2 促進費

別表 1

区 分	事 業 種 類	事 業 内 容	備 考
1 農業生産基盤整備事業	(1) 農業用排水施設整備事業 (2) 農道整備事業 (3) 客土事業 (4) 暗渠排水事業 (5) 区画整理事業 (6) 除礫 (7) 農用地造成 (8) 農地保全	農業用排水施設の新設、廃止又は変更 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更 農用地につき行う客土（混層耕を含む）又はこれと一体的に実施する酸性土壌改良資材、リン酸資材及び有機質資材の投入等 農用地につき行う暗渠の新設若しくは変更又は心土破碎工 農用地等の区画形質の変更 除礫 農用地の造成 農用地の保全のため必要な事業	
2 農業生産基盤整備附帯事業	(1) 土壌改良事業 (2) 高付加価値農業施設移転等事業 (3) 交換分合 (4) 耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備	土壌改良資材の投入等 事業区域に既に設置されている高付加価値農業に係る施設の撤去又は移転に関する事業 農用地等の交換分合 障害物の除去、除礫、深耕、整地、侵入防止柵の設置等	
3 営農環境整備事業	(1) 農業集落道整備事業 (2) 農業集落排水施設整備事業 (3) 農業集落防災安全施設整備事業 (4) 農業集落環境管理施設整備事業 (5) 用地整備事業 (6) 環境整備事業	農業集落周辺における農業生産基盤整備事業に係る農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する農業集落道の整備 農業用排水の機能維持を図るために行う雨水等を排除する集落内の排水施設の整備 農業集落の防災安全のための土留、防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備 農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理、再利用等の施設の整備 区画整理による換地の手法によって捻出された用地又は農道、用排水路と一体として整備する用地であって、農業近代化施設、公用・公共用施設等の用地の整備 親水・景観保全のための施設としての親水護	

		岸、遊水施設、せせらぎ水路等の整備	
	(7) 生態系保全空間整備事業	多種多様な野生生物が生息可能な空間の保全や回復が見込まれる湿地、ため池等の整備、これらの空間を結ぶネットワーク構築のための水路、樹林帯、水生植物の植栽等の整備	
	(8) 営農用水施設	農業経営に必要な営農用水供給施設及び飲雑用水供給施設の整備又は変更で共同利用に係るもの	
	(9) 農作業準備休憩施設	農作業の合理化、作業環境の改善等を図るための施設の整備	
	(10) 地域資源利活用基盤	地域資源を利活用して農業生産の補完又は生活環境の改善を図るために必要な施設、集落の活性化に資するための施設等に地域資源を供給する施設等の整備	
4 農業経営高度化支援事業	(1) 高度土地利用調整事業 ア 指導事業	土地利用調整及び農用地の利用集積を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動	経営体育成型に限る
	イ 調査・調整事業	関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動	経営体育成型に限る
	(2) 耕作放棄地解消支援事業 ア 指導事業	土地利用調整及び耕作放棄地解消を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動	耕作放棄地型に限る
	イ 調査・調整事業	耕作放棄地解消のための関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動	耕作放棄地型に限る
	(3) 農業経営高度化促進事業 ア 中心経営体農地集積促進事業	中心経営体への農用地の集積・集約化に向けた促進支援	経営体育成型及び畑地帯担い手育成型に限る
	イ 耕作放棄地解消・集積促進事業	担い手への耕作放棄地の利用の集約化に向けた促進支援	耕作放棄地型に限る
	(4) 耕地利用高度化推進事業	営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産	経営体育成型に限る

	<p>(5) 耕作放棄地活用推進事業</p>	<p>環境の維持及び条件整備活動 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査</p> <p>営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、耕作放棄地活用のための条件整備活動、その他の農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動</p>	<p>耕作放棄地型に限る</p>
--	------------------------	--	------------------

運用2（農業基盤整備促進事業）

第1 事業の内容

本事業の事業内容は、別表1の事業種類の欄に掲げる区分に応じて定めるものとする。

第2 事業の実施区域

本事業の実施区域は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項1号の農用地区域内の区域とする。ただし、農用地区域及び農用地区域以外の区域との一体的な換地により土地利用の秩序化を行い、当該農用地区域以外の区域において公共用地の創設を行う場合等、農用地区域以外の区域を事業実施区域とする必要がある場合には、必要な限度において、当該区域を事業の実施区域とすることができる。

第3 事業実施主体

- 1 本事業の実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合その他の農業者等の組織する団体（以下この別紙において「農業者団体」という。）とする。
- 2 1の農業者団体とは、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、農地中間管理機構、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者又は多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙5に規定する広域活動組織とする。
- 3 別表1の区分2の事業については、事業実施主体は、施工の全部又は一部を自らの管理の下で、農業者に委託等により施工させるものとする。その際、事業実施主体は、農業者による施工（以下この別紙において「農業者施工」という。）等の状況（作業内容、作業時間、支出額等）を適切に把握し、これが確認できる資料の作成・保存を行うものとする。

第4 実施要件

本事業の実施に当たっては、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- 1 第5の農業基盤整備計画を策定していること。
- 2 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。
- 3 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。

第5 農業基盤整備計画の作成

- 1 本事業を実施しようとする者は、次に掲げる事項を定めた農業基盤整備計画を地区ごとに作成するものとする。
 - (1) 事業実施期間

- (2) 基盤整備の概要
- (3) 基盤整備の計画
- (4) 農地防災事業の実施
- (5) 費用負担の方法
- (6) 施設の予定管理者及び予定管理方法
- (7) その他必要な事項

2 農業基盤整備計画は、別記様式第1号により作成するものとする。

3 1の示す「地区」の範囲は、同じ用水系統又は同じ排水系統にある水利施設の受益範囲、ブロックローテーションの取組範囲、市町村の定める農業振興地域整備計画の範囲、都道府県の定める農業振興地域整備基本方針の地域区分の範囲等によって設定するものとする。

4 農業者団体が事業実施主体となる場合は、都道府県及び関係市町村と調整の上、農業基盤整備計画を作成するものとする。

第6 事業の実施

事業の実施にあたっては、以下のいずれかにより行うものとする。

1 都道府県が事業実施主体となる場合

都道府県知事は、都道府県が本事業を自ら実施しようとする場合にあっては、第5により作成された農業基盤整備計画を地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長）に提出するものとする。

2 市町村又は農業者団体が事業実施主体となる場合

市町村又は農業者団体は、事業を実施したい旨を都道府県知事に申し出るものとし、都道府県知事は、これを基に農業基盤整備計画を地方農政局長等に提出するものとする。

3 農業基盤整備計画は、別記様式第2号により作成するものとする。

第7 事業の変更

1 事業変更の申請については、以下のとおりとする。

(1) 都道府県が事業実施主体となる場合

都道府県知事は、第6の1により実施する事業に係る農業基盤整備計画について、2に定める重要な変更が生じた場合には、事業変更を地方農政局長等に報告するものとする。

(2) 市町村又は農業者団体が事業実施主体となる場合

市町村長又は農業者団体は、第6の2により実施する事業に係る農業基盤整備計画について、2に定める重要な変更が生じた場合には、事業を変更したい旨を都道府県知事に報告するものとし、都道府県知事は、これを基に事業変更を地方農政局長等に報告するものとする。

2 1に定める重要な変更とは、次に掲げるものとする。

(1) 総事業費の20パーセント以上の変動

- (2) 受益面積の5パーセント以上かつ5ヘクタール以上の変動
- 3 事業変更報告書は、別記様式第3号により作成するものとする。

第8 事業の達成状況報告等

事業実施主体は、事業の完了後、本事業の事業達成状況を速やかに取りまとめるものとする。

- 1 事業達成状況の報告については、以下のとおりとする。
- (1) 都道府県が事業実施主体となる場合
- 都道府県知事は、第6の1により実施した場合にあつては、事業達成状況を取りまとめたとき、地方農政局長等に報告するものとする。
- (2) 市町村又は農業者団体が事業実施主体となる場合
- 市町村又は農業者団体が第6の2により実施した場合にあつては、事業達成状況を都道府県知事に報告するものとし、都道府県知事は、これを基に事業達成状況を地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 1の「事業達成状況報告」の取りまとめは、別記様式第1号により行うものとする。
- 3 1の地方農政局長等への「報告」は、別記様式第4号によるものとする。

第9 助成

国は、予算の範囲内において、本事業に必要となる経費について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を、農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号）に定めるところにより予算の範囲内において、都道府県に助成するものとする。

1 別表1の定率助成に係るもの

本事業に要する費用のうち次に定める経費の総額に別に定める補助率を乗じた額

- (1) 純工事費
- (2) 測量設計費
- (3) 用地費及び補償費
- (4) 船舶機械器具費
- (5) 全体実施設計費
- (6) 換地費
- (7) 調査・調整費
- (8) 経理管理・指導費

2 別表1の定額助成に係るもの

事業種類の欄に掲げる事業種類の区分に応じ、当該事業種類に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積）又は施工延長に次に定める助成単価を乗じた額の合計

- (1) 助成単価とは、次に掲げる区分に応じ、次に定めるものとする。なお、助成単価は、別表2の事業内容等の欄に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等

を想定して算出した事業費の2分の1程度としているため、事業実施主体は、農業者施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。

ア イに掲げるもの以外のものにあつては、別表2の助成単価の欄の1に掲げるもの

イ 事業完了時まで中心経営体（人・農地プラン（人・農地問題解決推進事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第2の1に定める人・農地プラン（人・農地要綱別記1の人・農地プラン作成事業を利用せずに同要綱別記1に準じて作成したものを含む。）及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。）において地域の中心となる経営体（以下この別紙において「中心経営体」という。）において地域の中心となる経営体に位置付けられているものをいう。以下同じ。）に集約されている受益地又は集約されることが確実と見込まれる受益地にあつては、別表2の助成単価の欄の2に掲げるもの

(2) (1) のイの集約とは、同一の中心経営体の経営等農用地が1ヘクタール（北海道にあつては3ヘクタール）以上のまとまりを有する状態をいう。この場合において、2つ以上の農用地であつて、次のいずれかに該当するものは、一連の作業を継続するに支障のないものとして、まとまりを有する農用地とする。

ア 2つ以上の農用地が畦畔で接続しているもの

イ 2つ以上の農用地が道路又は水路等で接続しているもの

ウ 2つ以上の農用地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの

エ 段状をなしている2つ以上の農用地の高低の差が作業の継続に影響しないもの

オ 2つ以上の農用地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの

カ その他、本事業の趣旨に照らして相当であると認めるもの

(3) (2) の経営等農用地とは、所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第4項第1号の利用権をいう。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農用地をいう。

(4) (3) の基幹ほ場3作業とは、稲作にあつては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあつてはア、ウ又はエのうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とする。ただし特別な栽培手法による場合にあつては、次に掲げる作業に準ずるものとする。

ア 耕起

イ 代かき

ウ 田植え又は播種

エ 収穫

第10 発電施設における固定価格買取制度との調整等

- 1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村及び土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下この別紙において同じ。）が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。
- 2 本事業で設置する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和2年11月末日までに交付要綱第4に規定する事業の交付申請等を行い、その後交付決定を受けて整備するものについてはこの限りではない。
 - (1) 停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有すること。
 - (2) 農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、管理所内の電気設備に発電電力を直接供給できる機能を有すること。

第11 その他

- 1 本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。
- 2 本事業により整備された暗渠排水のうち、市町村又は土地改良区等が所有するとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に規定する市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図ることが位置付けられているものを地域排水型暗渠排水と称する。なお、地域排水型暗渠排水を市町村が所有する場合にあっては、行政財産として適切に管理することとする。
- 3 市町村又は農業者団体が事業実施主体である場合、都道府県知事は、市町村又は農業者団体に対し、本事業の適正かつ円滑な推進のために必要な情報交換、連携・調整及び技術的な助言・指導等を行うものとする。
- 4 事業の実施に当たって、事業実施主体は、農業者施工の活用等により可能な限り事業費の低減に努めるものとするとともに、契約の手続等の公正性及び透明性の確保を図るものとする。
- 5 別表1の定率助成に係るもののうち事業種類の欄の(1)に該当するもの及び別表1の定額助成に係るもののうち事業種類の欄(7)に該当するものについては、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により受益

地の10分の1以上（その受益地の面積が100ヘクタールを超えるときは、受益地のうち10ヘクタール以上）の転用が行われた場合、別表1の定率助成に係るものうち事業種類の欄の(4)に該当するもの及び別表1の定額助成に係るものうち事業種類の欄の(1)から(4)までに該当するものについては、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により10アール以上の受益地が転用された場合には、次に掲げる場合を除き、補助金の返還措置を講ずるものとする。

- (1) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供する場合
- (2) 受益地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、地方農政局長等が補助金を返還させないことを相当と認める場合
- (3) 上記のほか、地方農政局長等が農村振興局長と協議して（北海道にあつては農村振興局長が）特にやむを得ないと認める場合

6 5により補助金の返還措置を講ずる場合の補助金の返還額の算定方法は、以下のとおりとする。

$$\text{補助金返還額} = A \times C / B$$

ただし、A：返還対象補助金の総額

B：受益地の総面積

C：転用受益地の面積

- 7 本事業のうち、土地改良事業として実施すべき事業の要件に該当する場合にあつては、土地改良法（昭和24年法律第195号）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）及び土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるところによる。
- 8 本事業により整備された発電施設により発電された電力を固定価格買取制度により売電を行う場合の当該発電施設の整備に係る経費は、交付金の交付対象としない。ただし、都道府県、市町村又は土地改良区等が本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、固定価格買取制度により売電を行う場合にあつては、この限りではない。
- 9 事業実施主体は、事業達成報告書及び農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号農林水産事務次官依命通知）第13の規定による実績報告書に、農業者施工の状況（作業内容、作業時間、支出額等）を把握した結果に基づき、事業費を適切に記載するものとする。
- 10 事業実施主体が都道府県及び市町村以外の場合であつて、都道府県が別表1の区分1の事業種類の欄(8)の指導（以下この別紙において「指導事業」という。）を実施していない場合又は1地区当たりの単年度の補助金交付額が1億円を超える場合には、事業実施主体は、土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）第3の1の(4)に基づく会計指導員、監査法人又は公認会計士による外部監査を受けるものとする。

- 11 農業者施工を行う場合には、事業実施主体は、不測の事故等に備え、当該農業者を傷害保険、賠償責任保険等に参加させる等の対応を行うものとする。

別表 1

区分	事業種類	事業内容
1. 定率助成	(1) 農業用排水施設	農業用排水（営農用水を含む。）施設の新設、廃止又は変更
	(2) 暗渠排水	暗渠の新設又は変更
	(3) 土層改良	客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良
	(4) 区画整理	農用地の区画形質の変更
	(5) 農作業道	農作業道の変更
	(6) 農用地の保全	(1)～(5)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業
	(7) 調査・調整	権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整活動
	(8) 指導	事業実施に関する技術的な指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等
2. 定額助成	(1) 田の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）	畦畔除去、均平作業等による区画拡大
	(2) 田の区画拡大（水路の変更を伴うもの）	水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、均平作業等による区画拡大
	(3) 畑の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）	畦畔除去、勾配修正等による区画拡大
	(4) 畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの）	水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、勾配修正等による区画拡大
	(5) 暗渠排水	吸水渠（本暗渠管）の間隔が10m以下の暗渠排水の新設
	(6) 湧水処理	湧水処理のための暗渠管等の新設
	(7) 末端畑地かんがい施設	末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更
	(8) 客土	耕土深15cm以下の農用地を対象に、層厚10cm以上の客土
	(9) 除礫	30mm以上の石礫を5%以上含む農用地を対象に、深度30cm以上の除礫

別表2

事業種類		事業内容等	助成単価	
			1. 通常の助成単価 (※1)	2. 集約化加算単価 (※1)
(1) 田の区画 拡大(水路の変更を伴わないもの)	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大。	12.5万円/10a 【10.5万円/10a】	15.0万円/10a 【12.5万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)。	10.5万円/10a 【8.5万円/10a】	12.5万円/10a 【10.0万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大。 簡易整備工(ブルドーザ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)。	5.5万円/10a 【4.0万円/10a】	6.5万円/10a 【4.5万円/10a】
	畦畔撤去のみの場合	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大。 畦畔除去(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)。	3.0万円/100m 【3.0万円/100m】	3.5万円/100m 【3.5万円/100m】
(2) 田の区画 拡大(水路の変更を伴うもの)	水路で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大。	25.0万円/10a 【19.5万円/10a】	30.0万円/10a 【23.0万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)、構造物撤去、管設置、	23.0万円/10a 【17.5万円/10a】	27.5万円/10a 【21.0万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合		17.5万円/10a 【13.0万円/10a】	21.0万円/10a 【15.5万円/10a】
(3) 畑の区画 拡大(水路の変更を伴わないもの)	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合	30m×100m(30a)の畑2枚を60m×100m(60a)の畑1枚へ区画拡大	12.5万円/10a 【10.5万円/10a】	15.0万円/10a 【12.5万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)	10.5万円/10a 【8.5万円/10a】	12.5万円/10a 【10.0万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合	30m×100m(30a)の畑2枚を60m×100m(60a)の畑1枚へ区画拡大 簡易整備工(ブルドーザ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)	5.5万円/10a 【4.0万円/10a】	6.5万円/10a 【4.5万円/10a】
	畦畔撤去のみの場合	30m×100m(30a)の畑2枚を60m×100m(60a)の畑1枚へ区画拡大 畦畔除去(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)	3.0万円/100m 【3.0万円/100m】	3.5万円/100m 【3.5万円/100m】
	水路で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合	30m×100m(30a)の畑2枚を60m×100m(60a)の畑1枚へ区画拡大	25.0万円/10a 【19.5万円/10a】	30.0万円/10a 【23.0万円/10a】

(4) 畑の区画拡大(水路の変更を伴うもの)	水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合	畑1枚へ区画拡大 ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)、構造物撤去、管設置、	23.0万円/10a 【17.5万円/10a】	27.5万円/10a 【21.0万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合		17.5万円/10a 【13.0万円/10a】	21.0万円/10a 【15.5万円/10a】
(5) 暗渠排水	バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm~60mm)を3本埋設 表土はぎ取り等(ブルドーザ)、掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	15.0万円/10a 【11.5万円/10a】	18.0万円/10a 【13.5万円/10a】
	バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm~60mm)を3本埋設 掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	14.5万円/10a 【10.5万円/10a】	17.0万円/10a 【12.5万円/10a】
	トレンチャ工法を用い、表土扱いを行わない場合	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm~60mm)を3本埋設 掘削(トレンチャ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	10.0万円/10a 【8.5万円/10a】	12.0万円/10a 【10.0万円/10a】
	掘削同時埋設工法を用い、表土扱いを行わない場合	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm~60mm)を3本埋設 掘削・暗渠排水管布設・被覆材投入(同時埋設)、資材小運搬、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	7.5万円/10a 【5.5万円/10a】	9.0万円/10a 【6.5万円/10a】
(6) 湧水処理	表土扱いを行う場合	本暗渠管(管径50mm~60mm)設置 表土はぎ取り等(ブルドーザ)、掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	15.0万円/100m 【11.0万円/100m】	18.0万円/100m 【13.0万円/100m】
	表土扱いを行わない場合	本暗渠管(管径50mm~60mm)設置 掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	14.0万円/100m 【10.0万円/100m】	16.5万円/100m 【12.0万円/100m】
(7) 末端畑地かんがい施設	樹園地の場合		24.5万円/10a 【17.5万円/10a】	29.0万円/10a 【21.0万円/10a】
	樹園地以外の畑地の場合	掘削(バックホウ)、管布設(人力)、散水設備、埋戻(バックホウ)	15.5万円/10a 【11.0万円/10a】	18.5万円/10a 【13.0万円/10a】
	ほ場外からの接続管		5.0万円/10m 【4.0万円/10m】	5.0万円/10m 【4.0万円/10m】
	給水栓設置のみの場合	掘削(バックホウ)、管布設(人力)、給水栓設置(人力)、埋戻(バックホウ)	1.5万円/箇所 【1.0万円/箇所】	1.5万円/箇所 【1.0万円/箇所】

(8) 客土	客土材運搬（バックホウ、ダンプトラック）、客土材散布・整地（ブルドーザ、バックホウ）	11.5万円/10a 【6.5万円/10a】	13.5万円/10a 【7.5万円/10a】
(9) 除礫	除礫（ストーンローダ、バックホウ、ダンプトラック）、整地（ブルドーザ）	20.0万円/10a 【14.5万円/10a】	24.0万円/10a 【17.0万円/10a】

注) 事業内容等に記載している内容は、助成単価を構成する想定施工内容を示すものであり、施工を限定するものではない。また、一部を農業者施工により行うことを想定している。

- 1) 施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【】内に定める単価とする。
- 2) 助成額は、受益面積のうち1アール未満又は施工延長のうち10メートル未満を、一筆の農地ごとに切り捨てて算出するものとする。また、定額助成の事業種類の欄(10)にあつては、施工延長のうち10メートル未満を切り捨てて算出するものとする。
- 3) 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減算するものとする。
 - ア (1) から (4) までにあつては、受益面積10アール当たり2万円（施工延長100メートル当たり1万円）を減算
 - イ (5) にあつては、受益面積10アール当たり1万5千円を減算
 - ウ (6) にあつては、施工延長100メートル当たり1万円を減算
- 4) (5) に関して、地下かんがいを導入する場合には、受益面積10アール当たり2万5千円を加算するものとする。
- 5) (5) 及び(6) について、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が65mm 以上の場合には、受益面積10アール当たり（(6) にあつては施工延長100メートル当たり）1万5千円を加算するものとする。
- 6) (5) について、外注（有償）により実施設計を行う場合には、受益面積10アール当たり1万5千円を加算するものとする。
- 7) (5) については、農地の区画の形状等により吸水渠（本暗渠管）の間隔（L）が10メートル以上となる場合には、下式により受益面積（A）を割り引いて助成額を算出するものとする。

$$\text{助成額} = A \times 10 / L \times \text{助成単価}$$

別記様式第1号

農業基盤整備計画（事業達成状況報告）

地区名		事業実施主体 〇〇 指導事業（〇〇）	関係都道府県・市町村名			6法指定地域等			
事業実施期間		（平成）令和〇〇年度～令和〇〇年度							
基盤整備の概要		受益面積：水田〇〇〇ha、畑〇〇〇ha、樹園地〇〇〇ha 総事業費：〇〇〇百万円 受益者数：〇者							
基盤整備の計画									
区分	事業種類	事業の概要	総事業費 （百万円）			年度計画			
						RO	RO	RO	RO以降
定率助成	農業用排水施設	用水路 L=〇〇km				-----			
	暗渠排水	A=〇〇ha				-----			
	土層改良	客土 A=〇〇ha				-----			
	区画整理	A=〇〇ha				-----			
	農作業道	舗装 L=〇〇km				-----			
	農用地の保全	土留工 L=〇〇km				-----			
	調査・調整	調査・調整活動 1式				-----			
	指導	〇〇〇〇				-----			
			小計						
定額助成	事業種類	事業の概要	総事業費 （百万円）	うち定額 助成額 （百万円）	農業者施 工の内容				
	田の区画拡大（水路の変更を伴わない）	A=〇〇〇a （うち集約化〇〇〇a） 現場条件（高低差〇m） 表土扱い（有又は無） 畦畔除去のみの場合 L=〇〇〇m				-----			
	田の区画拡大（水路の変更を伴う）	A=〇〇〇a （うち集約化〇〇〇a） 現場条件（高低差〇cm） 表土扱い（有又は無）				-----			
	畑の区画拡大（水路の変更を伴わない）	A=〇〇〇a （うち集約化〇〇〇a） 現場条件（高低差〇cm） 表土扱い（有り又は無し）				-----			
	畑の区画拡大（水路の変更を伴う）	A=〇〇〇a （うち集約化〇〇〇a） 現場条件（高低差〇cm） 表土扱い（有又は無） 畦畔除去のみの場合 L=〇〇〇m				-----			
	暗渠排水	A=〇〇〇a （うち集約化〇〇〇a） 施工方法の選定理由 〔現場条件や施工機会の都合等による選定理由を記載〕				-----			

	実施設計(外注)(有又は無) 地下かんがい(有又は無) 管径〇〇mm							
湧水処理	L=〇〇〇m (うち集約化〇〇〇m) 表土扱い(有又は無) 管径〇〇mm							
末端畑地かんがい施設(樹園地以外)	A=〇〇〇a (うち集約化〇〇〇a) ほ場外からの接続管施工 (有又は無)							
末端畑地かんがい施設(樹園地)	A=〇〇〇a (うち集約化〇〇〇a) ほ場外からの接続管施工 (有又は無)							
末端畑地かんがい施設(給水栓設置のみ)	〇〇箇所 ほ場外からの接続管施工 (有又は無)							
客土	A=〇〇〇a (うち集約化〇〇〇a)							
除礫	A=〇〇〇a (うち集約化〇〇〇a)							
	小計							
	合計							
農地防災事業の実施	〇〇〇事業							A, B
定額助成の費用負担の方法	・総事業費〇〇円(うち定額助成額〇〇円)							
定額助成の費用負担の方法 (事業達成状況報告時のみ記載)	【総事業費(①+②+③)の内訳】 ①事業実施主体の支出額〇〇円 ②農業者の支出額〇〇円 ③農業者施工等(無償分)の金額換算〇〇円							
予定管理者・管理方法								
その他必要な事項								

- 注:1) 定額助成の事業の場合、定額助成の実施計画、施工位置及び受益面積(施工対象の耕地面積)を記した図面を添付する。また、その実施結果の報告には、実施前・施工状況・完了後の写真を添付する。
- 2) 農業基盤整備計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所に二重線を付し変更後の内容を追記する。
- 3) 年度計画の上段には事業量を、下段には事業費を記入する。
- 4) 農地防災事業を行う際には「農地防災事業の実施」にその地区の関連事業を記入の上、次に示す区分に応じA又はBを記入する。
A: 防災A型(湛水防除、地盤沈下、防災ダム等) B: 防災B型(ため池等整備等)
- 5) 第9の2の(1)のイの適用を受ける場合、集約化計画を添付する。
- 6) 定額助成の事業のうち、客土及び除礫を行う際には、土層改良計画を添付する。
- 7) 指導事業を行う際には、「事業実施主体」の欄に指導事業の事業実施主体を記入する。また、「事業の概要」の欄に指導事業の実施内容について記入する。
- 8) 定額助成の事業のうち、田の区画拡大又は畑の区画拡大を行う際には、「事業の概要」の欄に現場条件について記入する。
- 9) 定額助成の事業のうち、暗渠排水を行う際には、「事業の概要」の欄に施工方法及び施工方法の選定理由等について記入する。施工方法の選定に当たっては、農業者の保有機械の状況や経済性等を踏まえて、できるだけ事業費の低減につながる工法とすること。
- 10) 定額助成の事業を実施する場合は、事業採択申請時に、「うち定額助成額」の欄及び「農業者施工の内容」の欄にそれぞれ必要事項を記入する。
- 11) 事業達成状況報告時には、「定額助成の費用負担の方法」の欄に総事業費、定額助成額、事業実施主体の支出額、農業者の支出額及び農業者施工等(無償分)を金額換算した金額について記入する。

【定額助成の事業の事業達成状況の報告に係る添付写真】

現地写真（代表的な同一箇所）

＜実施前＞

＜施工状況＞

＜完了後＞

注：客土及び除礫を実施する場合には、実施前、施工状況、完了後の写真を添付すること。

【定額助成の実施計画（事業達成状況報告）】

事業種類	定額助成単価		受益面積 又は施工延長		定額助成額 (百万円)		
	基本 A	集約化加算 B	基本 C	集約化加算 D	基本 E = A × C	集約化加算 F = B × D	合計 G = E + F
田の区画拡大 (水路の変更を伴わない) 高低差10cm超	12万5千円 /10a ()	15万円 /10a ()	○○○a	○○○a			
田の区画拡大 (水路の変更を伴わない) 高低差10cm以下	10万5千円 /10a ()	12万5千円 /10a ()	○○○a	○○○a			
表土扱い有り田の区画拡大 (水路の変更を伴わない) 高低差10cm以下	5万5千円 /10a ()	6万5千円 /10a ()	○○○a	○○○a			
表土扱い無し田の区画拡大 (水路の変更を伴わない) 畦畔除去のみ	3万円 /100m ()	3万5千円 /100m ()	○○○m	○○○m			
田の区画拡大 (水路の変更を伴う) 高低差10cm超	25万円 /10a ()	30万円 /10a ()	○○○a	○○○a			
田の区画拡大 (水路の変更を伴う) 高低差10cm以下	23万円 /10a ()	27万5千円 /10a ()	○○○a	○○○a			
表土扱い有り田の区画拡大 (水路の変更を伴わない) 高低差10cm以下	17万5千円 /10a ()	21万円 /10a ()	○○○a	○○○a			
表土扱い無し							
畑の区画拡大 (水路の変更を伴わない) 高低差10cm超	12万5千円 /10a ()	15万円 /10a ()	○○○a	○○○a			
畑の区画拡大 (水路の変更を伴わない) 高低差10cm以下	10万5千円 /10a ()	12万5千円 /10a ()	○○○a	○○○a			
表土扱い有り畑の区画拡大 (水路の変更を伴わない) 高低差10cm以下	5万5千円 /10a ()	6万5千円 /10a ()	○○○a	○○○a			
表土扱い無し畑の区画拡大 (水路の変更を伴わない) 畦畔除去のみ	3万円 /100m ()	3万5千円 /100m ()	○○○m	○○○m			
畑の区画拡大 (水路の変更を伴う) 高低差10cm超	25万円 /10a ()	30万円 /10a ()	○○○a	○○○a			
畑の区画拡大 (水路の変更を伴う)	23万円 /10a	27万5千円 /10a	○○○a	○○○a			

高低差10cm以下 表土扱い有り	()	()					
畑の区画拡大 (水路の変更を伴 わない)	17万5千円 /10a	21万円 /10a	○○○a	○○○a			
高低差10cm以下 表土扱い無し	()	()					
暗渠排水 バックホウ工法 表土扱い有り	15万円 /10a ()	18万円 /10a ()	○○○a	○○○a			
暗渠排水 バックホウ工法 表土扱い無し	14万5千円 /10a ()	17万円 /10a ()	○○○a	○○○a			
暗渠排水 トレンチ工法	10万円 /10a ()	12万円 /10a ()	○○○a	○○○a			
暗渠排水 掘削同時埋設工法	7万5千円 /10a ()	9万円 /10a ()	○○○a	○○○a			
湧水処理 表土扱い有り	15万円 /100m ()	18万円 /100m ()	○○○m	○○○m			
湧水処理 表土扱い無し	14万円 /100m ()	16万5千円 /100m ()	○○○m	○○○m			
末端畑地かんがい 施設(樹園地以 外)	15万5千円 /10a ()	18万5千円 /10a ()	○○○a	○○○a			
末端畑地かんがい 施設(樹園地)	24万5千円 /10a ()	29万円 /10a ()	○○○a	○○○a			
末端畑地かんがい 施設(給水栓設置 のみ)	1万5千円 /1箇所 ()	1万5千円 /1箇所 ()	○○箇所	○○箇所			
末端畑地かんがい 施設(ほ場外から の接続管施工)	5万円 /10m ()	5万円 /10m ()	○○○m	○○○m			
客土	11万5千円 /10a ()	13万5千円 /10a ()	○○○a	○○○a			
除礫	20万円 /10a ()	24万円 /10a ()	○○○a	○○○a			
合計							

注:1)第6の2の(1)イを適用する場合には、中心経営体に集約化する農用地を確認するため、人・農地プランを添付すること。

注:2)別表2の※3、※4、※5又は※6を適用する場合には、定額助成単価の下段の括弧内に加算後又は減算後の助成単価を記載すること。

注:3)定額助成の実施計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所に二重線を付し変更後の内容を追記する。

【土層改良計画（事業達成状況報告）】

(1) 客 土

耕 土 深		面積	総客土量	搬出元	備考
現況	計画				
(cm)	(cm)	(ha)	(m ³)		

(2) 除 礫

30mm以上の礫含有率		除礫施工深	面積	総除礫量	(計画) 耕土深	使用機械	処理方法	備考
現況	計画							
(%)	(%)	(cm)	(ha)	(m ³)	(cm)			

注:1) 現況耕土深及び礫含有率の確認に当たっては、土地改良事業計画設計基準・計画・土層改良等を参考として適正に実施するとともに、写真等を整理し添付すること。

別記様式第2号

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地方農政局長 殿

〇〇〇

農業基盤整備計画の提出

別紙の地区について、農業基盤整備促進事業を実施したいので、第6に基づき、農業基盤整備計画を提出する。

(別紙)

地 区 名	事 業 概 要

農林水産省農村振興局長
地方農政局長 殿

〇〇〇

事業変更報告書

別紙の地区について、農業基盤整備促進事業を変更したいので、第6に基づき、農業基盤整備計画を添付して報告する。

(別紙)

地 区 名	事 業 概 要

事業達成状況報告書

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿

〇〇〇

別紙の地区について、農業基盤整備促進事業を完了したので、第8に基づき、事業達成状況報告書を添付して報告する。

(別紙)

地 区 名	事 業 概 要

運用3（実施計画策定事業）

第1 事業

実施計画策定事業は、次の事業を行うものとする。

- 1 実施計画策定
- 2 経営体育成促進換地等調整

第2 実施計画策定の実施主体

実施計画策定の実施主体は、都道府県、市町村等（市町村その他実施計画事業の実績があるなど当該実施計画策定を実施できる者として、都道府県知事（以下「知事」という。）が適当と認める者。）とする。

第3 実施計画策定の内容等

実施計画策定では、農業用排水施設、農業用道路、区画整理、農用地の造成、客土又は暗渠排水事業の整備対象となる地域において、整備対象の実施計画事業に必要な諸条件について、調査、計画及び設計を実施する。なお、当該実施計画策定の実施には、農業用排水施設等の事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施する事業を含めることができるものとする。

また、実施に当たっては、土地改良法（昭和24年法律第195号、以下この別紙において「法」という。）第15条第1項に基づく土地改良区の事業、法第85条第1項の規定に基づく都道府県営土地改良事業、法第95条第1項の規定に基づく農業協同組合等の土地改良事業又は法第96条の2第1項の規定に基づく市町村の行う土地改良事業のための実施計画策定であるものとする。

第4 実施計画策定の実施期間

実施計画策定の実施期間は、1年以内とする。

第5 実施計画事業の実施手続

- 1 知事は、実施計画策定を実施しようとするときは、別記様式第1号により実施計画策定事業地区概要表を作成し、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。
- 2 第2で定める市町村等の長は、実施計画策定の実施を希望する場合は、別記様式第1号により実施計画策定事業地区概要表を作成し、知事にその旨を申請するものとする。
- 3 知事は、2の規定による申請について実施計画策定を実施させることが適当と認められる場合は、地方農政局長等に提出し、知事が認める市町村等の長にその旨を通知するものとする。
- 4 経営体育成促進換地等調整の実施を希望する実施主体は、別記様式第2号によ

り経営体育成促進換地等調整調書を作成し、知事にその旨を申請するものとする。

- 5 知事は、4の規定による申請について経営体育成促進換地等調整を実施させることが適当と認められる場合は、地方農政局長等に提出し、実施主体にその旨を通知するものとする。

第6 助成

国は、予算の範囲内において、実施計画策定を実施するのに要する次の1から5までに掲げる経費及び経営体育成促進換地等調整の実施に要する経費について、別に定めるところにより実施主体に助成するものとする。

- 1 調査旅費
- 2 諸謝金
- 3 補償費
- 4 請負費
- 5 委託費

第7 経営体育成促進換地等調整の実施

経営体育成促進換地等調整の実施に当たっては、第5に定めるほか、経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成6年6月23日付け6構改B第637号農林水産省構造改善局長通知）によるものとする。

第8 その他

各種事業において、実施計画策定に要する経費を助成対象としている場合には、当該事業を除く。

実施計画策定事業地区概要表

地区名		都道府県名		実施主体		計 画 構 想	
所在地				調査費			
調査目的							
地域の現況							
調査項目及び調査費	調査項目	数量	調査費(千円)				
			国費	都道府県費	市町村費	その他	計
	合計						

※実施計画策定事業地区の概要図を添付すること。

経営体育成促進換地等調整調書

都道府 県名	地区名	所在	経営体育成 促進換地等 調整対象 面積	実施 年度	実 施 機関名	左のスタッ フの換地士 資格の有無	業務内容		換地を伴う農地整備事業の内容（予定）						備 考	
							1年 度	2年 度	事業計 画樹立 年度	着 工	完 工	地区 面積	関係農 家数	事 業 主体名		事業名
			ha									ha				

- (注) 1 「業務内容」欄には、1から14までの業務の番号を、本事業を単年度で実施する場合は「1年度」欄に、2カ年にわたって実施する場合は「1年度」及び「2年度」欄にそれぞれ記載する。
- 2 地形図等を用い、各地区の実施予定地域を赤線で囲み、地区名及び地積を書き添えた図面を添付すること。なお、換地を伴う農地整備事業の予定地域と相違する場合は、その地域を青線で囲むこと。

運用4（草地畜産基盤整備事業）

第1 用語の定義

草地畜産基盤整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）において、団地、草地の造成改良、草地の整備改良、野草地改良、放牧用林地整備、農業者の組織体、受益草地等、中山間地域、農地所有適格法人に準じる法人、構成員、家畜飼養頭羽数、気象的条件の厳しい地域、耕作放棄地、耕作放棄地率及び飼料自給率とは、それぞれ次の内容のものをいうものとする。

1 団地

地形又は地物によって画される地つづきの土地であって草地として一体的に管理利用されるものをいう。ただし、道路、沢等の介在によって地つづきではないものも草地として管理利用上一体として取り扱いうるもの及び一連の基本施設によって受益するものは、1団地とみなす。

2 草地の造成改良

障害物除去、起土、整地、有機質資材・土壌改良資材の投入等の作業によって野草地等を高位生産性の牧草地に転換することをいう。

なお、草地の造成は、草地以外の土地を牧草地にすることをいい、草地の改良は、野草地を牧草地にすることをいうが、いずれも土地改良法（昭和24年法律第195号）の適用については同法の農用地の造成に該当するものである。

3 草地の整備改良

排根線、障害物等の除去、起伏の修正、客土、区画整理、有機質資材・土壌改良資材の投入等の作業によって既存の草地を大型機械が効率的に稼働できる高位生産性の草地に整備することをいう。

4 野草地改良

野草地における産草量の維持増進のために行う立木等の除伐及び牧草導入をいう。

5 放牧用林地整備

障害物の除去、心土破碎、土壌改良資材の投入等の作業によって木竹の生育に供され、併せて家畜の放牧の目的に供される土地の造成又は整備を行うことをいい、牧草導入等により牧養力を高める高度放牧林地整備及び混牧林地整備も含むものとする。

(1) 高度放牧林地整備

次に掲げるいずれかの方式により、畜産的利用を高度に行うことができる放牧用林地に整備することをいう。

ア 上下二段方式

木竹の樹間をより高度に利用するため、前植生処理としての間伐等を強度に行い、牧草等を導入して牧養力を高める方式

イ 林帯草帯方式

現地の地形、木竹の樹齢、密度等の状況に応じ、一定の幅で列状に伐採し、

林地と草地を交互に設置する方式（この場合において、林帯草帯の列は、原則として土砂の流失を防ぐため等高線に沿うようにし、その幅は林地の健全性、草地造成の容易性等を考慮して行うものとする。）

(2) 混牧林地整備

間伐等が実施されている林地等について、牧草種子の導入等の簡易な方法により牧養力の高い放牧用林地に整備することをいう。

6 農業者の組織体

主として農業を営む法人（株式会社を除く。）であって、その構成員に農業に従事する数人の者を含むもののほか、数人の農業者の組織する団体で都道府県知事が適当と認めたものをいう。

7 受益草地等

受益草地等とは、整備改良又は造成改良される草地（主に永年牧草専用地として利用する土地をいい、飼料畑及びその他家畜の飼養に供される土地を含む。）、野草地及び放牧用林地（以下この別紙において「草地等」という。）のほか、当該草地等と一体的に利用される草地、これらと一体的に利用される輪作畑及び当該草地等に係る家畜に給餌することを目的として稲わら及び稲発酵粗飼料を収集する水田（水田地帯等担い手育成型に限る。）とする。

なお、受益草地等に輪作畑が含まれるときはその面積の3分の1に相当する面積を受益草地等の面積に算入するものとし、かつ、当該算入面積が受益草地等の面積の5分の1を超えないものとする。また、受益草地等に水田が含まれるときはその面積の2分の1に相当する面積を受益草地等の面積に算入するものとし、かつ、当該算入面積が受益草地等の面積の2分の1を超えないものとする。

8 中山間地域

第4の1の表の中山間地域とは、次に掲げる要件のいずれかを満たす地域とする。

(1) 次に掲げる要件のいずれかに該当する市町村の区域であること。

ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域（以下この別紙において「離島」という。）

イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村（以下この別紙において「振興山村」という。）

ウ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域（以下この別紙において「半島振興対策実施地域」という。）

エ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8

年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。以下この別紙において単に「過疎地域」という。）

オ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域

カ 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域

キ アからカまでの地域に準ずる地域であつて都道府県知事が特に必要と認める地域

(2) 当該地域の畜産生産の状況、経済的、社会的条件等から判断して(1)の要件に該当する地域と一体的に事業実施地区とすることが必要であると都道府県知事が認めた市町村の区域であること。

9 農地所有適格法人に準ずる法人

第4の1の表の種類欄の再編整備事業の「準ずる法人」とは、農事組合法人、持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。）又は株式会社（株主の総数が50人以下であつて、かつ、公開会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。）で、次に掲げる要件のすべてを満たすものをいうものとする。

(1) その法人の事業が農業（これと併せて行う林業及び農事組合法人にあつては農業と併せ行う農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項第1号の事業を含む。）及びこれに附帯する事業に限られること。

(2) その法人の組合員、社員又は株主の過半数がその法人の営む農業の事業に常時従事する者であること。

10 構成員

第4の1の表の種類欄の再編整備事業の「構成員」とは、生計を同じにする場合は1人として取り扱うものとする。

11 家畜飼養頭羽数

家畜飼養頭羽数の換算法は、次の方法とする。

(1) 肉用牛又は乳用牛であつて、生後2年以上を経過したものにあっては、1頭につき5.0頭とする方法

(2) 肉用牛又は乳用牛（前号に掲げるものを除く。）にあつては、1頭につき2.5頭とする方法

(3) 豚であつて、生後6ヵ月を経過した繁殖用のものにあっては、1頭につき2.0頭とする方法

(4) 豚（前号に掲げるものを除く。）にあつては、1頭とする方法

(5) 鶏にあつては、1羽につき0.02頭とする方法

(6) 前各号に掲げる家畜以外の家畜にあつては、当該家畜の1頭当たりのふん尿の量を基準として、前各号の方法に準じる方法

12 気候的条件の厳しい地域

第4の1の表の種類欄の草地林地総合型の気候的条件の厳しい地域とは、5月15日から10月5日までの期間における1日の平均気温を積算した温度が2,300℃未満であり、大家畜頭数が都道府県平均以上で、かつ、林野率が50%以上の地域をいう。

13 耕作放棄地

第4の耕作放棄地とは、統計法（昭和22年法律第18号）、統計法施行令（昭和24年政令第130号）及び農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）に基づく農林業センサスにおける土地のうち、以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、かつ、この数年の間に再び耕作するはつきりとした考えのない土地をいう。

14 耕作放棄地率

第4の耕作放棄地率とは、耕作放棄地及び経営耕地面積の合計を分母とし、当該耕作放棄地面積を分子として算出した割合をいう。

15 飼料自給率

飼料自給率とは、可消化養分総量による事業参加者の全供給飼料に占める当該事業参加者の自給飼料（当該事業参加者が自ら生産する飼料及び農業経営上密接な関係を有する事業者との契約に基づき事業参加者に供給される国産飼料をいう。）の割合をいう。

第2 事業の実施区域

1 本事業は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項に基づき、市町村が定める農業振興地域整備計画における農用地区域を対象とするものとする。ただし、農用地区域以外の一部の区域を含めて事業の対象とせざるを得ない場合には、必要な限度において、当該農用地区域以外の区域を事業の対象とすることができるものとする。

また、農用地区域内で行われる区画整理に併せて、農用地区域と農用地区域以外の区域との一体的な換地により土地利用の秩序化を行い、当該農用地区域以外の区域において公共用地等の創設等を行う場合には、当該農用地区域以外の区域を対象とすることができるものとする。

第3 事業の実施方針

1 本事業の実施については、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下この別紙において「法」という。）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下この別紙において「施行令」という。）、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるところによる。

2 本事業のうち、施行令第50条に掲げる都道府県営土地改良事業として申請すべ

き事業の要件に該当する場合にあっては、法に基づく事業として実施するものとする。

- 3 施行令第50条第1項第5号の4に規定する農林水産大臣が定める基準のうち本事業に係るものについては、第5の1の表の種類欄の草地整備型及び畜産担い手総合整備型の実施要件のとおりとする。
- 4 法に基づいて実施する事業を含む本事業を実施する場合は、法に規定する土地改良事業計画の作成に当たり、事業実施計画との整合性を図るものとする。
- 5 本事業は、整備改良又は造成改良される草地（主に永年牧草専用地として利用する土地をいい、飼料畑、その他家畜の飼養に供される土地を含む。）、野草地及び放牧用林地並びに新設又は改良される施設の適正かつ効率的な利用が行われてはじめて所期の目的を達成し得るものであり、当該草地等及び施設に係る管理規定の作成及び遵守、管理組織の整備、利用手段の機械化等利用管理の効率化を図り、圧縮記帳を行っている場合には、施設等の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立に留意するとともに、事業完了後においても当該草地等及び施設の適切な管理利用に努めるものとする。
- 6 都道府県知事、事業主体並びに当該草地等及び施設の管理経営主体は、受益草地等及び施設がこれらに係る事業の完了した年度の翌年度以降8年（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている財産については、同省令に定められている耐用年数に相当する年数）以上適切に管理され、かつ、効率的に利用されるよう措置するものとする。

第4 事業の内容等

- 1 本事業は、草地に立脚した畜産経営の展開を図るため、第5に掲げる畜産活性化計画（以下この別紙において「活性化計画」という。）に基づき作成された草地畜産基盤整備事業実施計画（以下この別紙において「事業実施計画」という。）により整備を行う草地（主に永年牧草専用地として利用する土地をいい、飼料畑、野草地を含む。）を造成改良し、若しくは整備改良する事業と併せ、草地の利用に必要な施設若しくは機械を設置し、若しくは導入する事業であって、地域における草地その他の畜産基盤を総合的に整備する事業とし、その種類、事業内容、実施要件等は、次に掲げるとおりとする。

種 類		事 業 内 容 及 び 実 施 要 件 等
草 地 整	道営草地整備 事業	道営草地整備事業は、大型機械化体系に対応した効率的な草地への整備を推進し、既存草地の整備改良による生産性の向上と効率的な草地への転換を行い、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下この別紙において「基盤強化法」という。）第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者又は受けることが確実と見込まれる者（その地域において効率的かつ安定的な農業経営を営

備 型		<p>むと見込まれる者又はこれらと一体となって飼料生産を営む者。（以下この別紙においては「担い手」という。）を中心とした土地利用型畜産体系の確立を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件のすべてに該当するものであること。</p> <p>(1) 当該事業により整備改良又は造成改良される草地及び事業完了後における受益草地（受益する草地並びにこれと一体的に利用される飼料畑及び輪作畑（輪作体系の中で牧草又は飼料作物を作付ける計画のある土地であって、草地及び飼料畑以外のものに限る。）をいう。）の面積がおおむね 500ヘクタール以上であること。ただし、第1の8に定める中山間地域において当該事業を実施する場合はおおむね 250ヘクタール以上であること。</p> <p>(2) 事業完了時における事業参加者に占める担い手の割合が、おおむね3分の1以上であること。</p> <p>(3) 受益草地が事業完了後において、大型機械の効率的な稼働が可能となるようにまとまって存在していること。</p>
	公共牧場整備事業	<p>公共牧場整備事業は、各々の公共牧場の役割を明確にした上で、それに対応した草地整備や利用施設の整備・改良を行い、利用農家の経営の改善を図るとともに、周辺農家の草地等を一体的に整備することで、公共牧場を核とした地区全体の土地利用型畜産体系の確立を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件のすべてに該当するものであること。</p> <p>(1) 地区内における公共牧場の既存草地面積がおおむね100ヘクタール以上、北海道にあっては250ヘクタール以上、中山間地域にあってはおおむね50ヘクタール以上、北海道における中山間地域にあっては125ヘクタール以上であること。</p> <p>(2) 地区内における公共牧場を建設した事業の完成年度から起算して5年以上経過していること。</p> <p>(3) 地区の事業完了後の受益面積がおおむね60ヘクタール以上、北海道にあっては300ヘクタール以上、中山間地域にあってはおおむね30ヘクタール以上、北海道における中山間地域にあっては150ヘクタール以上となること。</p>
畜	飼料基盤集積	<p>飼料基盤集積整備事業は、畜産主産地における担い手への飼料生産基盤の利用集積を図るための生産基盤の整備と</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">産担い手総合整備型</p>	<p>整備事業</p> <p>し、次に掲げる要件のすべてに該当するものであること。</p> <p>(1) 事業実施地区における事業完了後の受益草地等の面積が、おおむね30ヘクタール以上、北海道にあっては200ヘクタール以上であること。</p> <p>(2) 担い手への土地利用集積の増加率が家畜飼養頭羽数の増加率を上回ることが確実な地区であること。</p> <p>(3) 事業の完了時において、受益草地等の面積に占める担い手の経営等飼料生産基盤面積の割合（以下この別紙においては「担い手土地利用集積率」という。）が次のとおり増加することが確実と見込まれること。</p> <p>ア 事業採択時における担い手土地利用集積率が30%未満である場合にあつては、これが40%以上となること。</p> <p>イ 事業採択時における担い手土地利用集積率が30%以上50%未満である場合にあつては、これが10%ポイント以上増加すること。</p> <p>ウ 事業採択時における担い手土地利用集積率が50%以上55%未満である場合にあつては、これが60%以上となること。</p> <p>エ 事業採択時における担い手土地利用集積率が55%以上90%未満である場合にあつては、これが5%ポイント以上増加すること。</p> <p>オ 事業採択時における担い手土地利用集積率が90%以上95%未満である場合にあつては、これが95%以上となること。</p> <p>カ 事業採択時における担い手土地利用集積率が95%以上である場合にあつては、事業の実施により、これらの担い手への利用集積が図られること。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">再編整備事業</p>	<p>再編整備事業は、担い手を主体とした畜産主産地の形成又は再編整備等を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件のすべてに該当するものであること。</p> <p>(1) 事業実施地区における事業完了後の受益草地等の面積がおおむね30ヘクタール以上、中山間地域については15ヘクタール以上であること。</p> <p>(2) 事業参加者（農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定するものをいう。）又は第1の9に定める農地所有適格法人に準ずる法人を含む場合については、第1の10に定める構成員を加えた者）がおおむね10人（中山間地域については5人）以上であること。</p>

		<p>(3) 第1の11に定める換算法（以下この別紙において「家畜頭羽数換算法」という。）により算定して得た現況の家畜飼養頭羽数がおおむね2,000頭（中山間地域については1,000頭）以上の地区であって、事業完了後においておおむね3,000頭（中山間地域については1,500頭）以上に増頭することが確実と見込まれること。</p> <p>(4) 事業完了後の地区において担い手に係る畜産物生産がおおむね2分の1以上であること。</p>
	<p>水田地帯等担い手育成整備事業</p>	<p>水田地帯等担い手育成整備事業は、水田地帯における家畜を飼養する新たな担い手の育成を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。</p> <p>(1) 事業参加者（農地所有適格法人又はこれに準ずる法人を含む場合については、その構成員を加えた者）がおおむね10人（中山間地域については5人）以上であること。</p> <p>(2) 事業完了後において、酪農及び肉用牛生産に係る担い手が事業参加農業者の50%（事業実施前において酪農及び肉用牛生産に係る担い手割合が50%以上である場合は、原則としてその割合から5%以上増加した割合）以上を占めること。</p> <p>(3) 事業完了後の受益草地等の面積が30ヘクタール（中山間地域については15ヘクタール）以上であること。</p> <p>(4) 事業完了後の牛飼養頭数が、現況に比して、成牛換算（生後2年以上を経過したものは1頭につき1頭、それ以外のものは0.5頭と換算する。）で100頭（中山間地域については50頭）以上増頭することが確実と見込まれること。</p>
<p>草地林地総合整備型</p>		<p>草地林地総合整備型は、中山間地域等生産条件が不利な地域において、林地、野草地、草地等農用地を地域の実情に即した土地利用体系に再編又は総合的に整備することにより畜産的利用を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。</p> <p>(1) 事業実施地域は、次に掲げるア及びイの要件を満たす市町村（昭和25年2月1日現在の市町村の区域であって第1の8の(1)のアからカまでのいずれか及び次に掲げるイの(ア)から(オ)までのいずれかを満たすものの一部若しくは全部を含む市町村又は平成17年2月1日現在の市町村の区域であってイの(オ)を満たすものの一部又</p>

は全部を含む市町村を含む。)からなる区域の範囲であって、かつ、ウの要件を満たす区域とし、当該地域の畜産生産の状況、経済的社会的条件等から判断して、ア及びイの要件に該当する市町村と一体的に事業実施することが適当であると認められる市町村については、事業地区計画樹立地区に含めることができるものとする。

ただし、気候的条件の厳しい地域で当該事業を実施する場合にあっては、事業参加者の2/3以上が認定農業者であること。

ア 次に掲げる地域のいずれかに該当する市町村

- (ア) 中山間地域のいずれかに該当する市町村
- (イ) 奄美群島特別措置法（昭和29年法律第189号）に基づく指定地域（以下この別紙において「奄美群島」という。）

イ 次のいずれかに該当する市町村

- (ア) 林野率が75%以上
- (イ) 畑の面積のうち勾配が15度以上の土地にある面積がおおむね2分の1以上
- (ウ) 田の面積のうち勾配が20分の1以上の土地にある面積がおおむね2分の1以上
- (エ) 気象条件の厳しい地域であり、大家畜頭数が都道府県平均以上で、かつ、林野率が50%以上
- (オ) 耕作放棄地の解消に向けた対策を講じており、耕作放棄地率が10%以上かつ林野率50%以上であること。

ウ 家畜頭羽数換算法により算定して得た家畜飼養頭羽数がおおむね1,000頭以上の地区であること。

- (2) 林地、野草地、草地等の農用地が混在し、これらの土地を再編又は総合的に整備することにより畜産的利用の促進が見込まれること。
- (3) 草地、野草地、林地等の受益面積がおおむね30ヘクタール以上であること。（ただし、林野率が75%以上の地域にあっては、おおむね15ヘクタール以上であること。また、気候的条件の厳しい地域で事業を行う場合にあっては、おおむね60ヘクタール以上であること。）
- (4) 受益面積のうち、既耕地、野草地又は放牧用林地の整備改良にかかる受益面積の割合がおおむね2分の1以上であること。

2 本事業の事業主体は、次の表の(1)に掲げるものとし、事業参加資格者は、次の表の(2)に掲げるすべての要件を満たすものとする。

種	類	事業主体及び事業参加資格者の要件等
草 地 整 備 型	道営草地整備事業	<p>(1) 事業主体は、当該事業の受益草地により管理経営を行う北海道又は当該事業の受益草地により管理経営を行う市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会その他北海道知事が認める法人若しくは農業者(15人以上の場合に限る。)から事業実施の申請を受けた北海道とする。</p> <p>(2) 本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。</p> <p>ア 「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下この別紙において「農業環境規範」という。)を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者であって、かつ、農業環境規範の点検シート又は農業環境規範を実践することが確実であることを証する書面(以下この別紙において「農業環境規範の点検シート等」という。)を事業主体に提出するとともに、本事業により草地等の整備を希望する農業者とする。</p> <p>イ 担い手(畜産活性化計画という。)に示された者)とする。</p> <p>ウ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者とする。</p>
	公共牧場整備事業	<p>(1) 事業主体は、都道府県とする。ただし、都道府県が当該法人の社員若しくは寄付財産の拠出者となっている法人又は都道府県知事若しくはその指名を受けた者が当該法人の理事となっている法人(営利を目的としない法人に限る。)であって、都道府県知事が適当と認めるもの(以下この別紙において「事業指定法人」という。)に実施させることができるものとし、事業指定法人が事業を実施する場合の契約の締結及び業務規程の制定については、次のとおりとする。(以下この別紙において「飼料基盤集積整備事業、再編整備事業、水田地帯等担い手育成整備事業及び草地林地総合整備型」について同じ。)</p> <p>ア 事業指定法人が事業を実施する場合の契約の締結については、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 事業指定法人は、都道府県知事から事業開始の通知を受けたときは、本事業に係る地区の所在する市町村</p>

		<p>との間に本事業を実施するための契約を締結するものとする。この場合において、当該市町村は、あらかじめ当該事業参加者との間に必要な契約を締結するものとする。</p> <p>ただし、事業指定法人は、事業参加者が事業実施計画に記載されている場合で、都道府県、事業指定法人及び当該市町村との調整が整ったものについては事業参加者と契約できるものとする。</p> <p>(イ) (ア)の契約においては、交付金交付の際に付される条件を遵守することの事項が規定されているものとする。</p> <p>(ウ) 事業指定法人は、(ア)の契約を締結したときは、遅滞なく都道府県知事に対し当該契約書の写しを提出するものとする。</p> <p>イ 事業指定法人は、本事業を実施しようとするときは、業務規程を制定するものとし、次に掲げる内容を含むものとする。</p> <p>(ア) 事業参加資格者の選定に関する事項</p> <p>(イ) 草地等及び施設の事業参加資格者への委託条件に関する事項</p> <p>(ウ) 草地等及び施設の対価又は貸付料の算定及び支払条件に関する事項</p> <p>(エ) 草地等及び施設の分割引渡し、又は一時使用に関する事項</p> <p>ウ 事業指定法人は、イによる業務規定を作成又は変更するときは、都道府県知事の承認を受けるものとする。</p> <p>(2) 本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。</p> <p>ア 本事業の第1の7に定める受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会その他都道府県知事が適当と認める者とする。</p> <p>イ 農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者であって、かつ農業環境規範の点検シート等を事業主体に提出するとともに、本事業により草地等の整備を希望する農業者とする。</p> <p>ウ 担い手（活性化計画に示された者）とする。</p>
畜産	飼料基盤集積整備事業	<p>(1) 事業主体は、都道府県又は事業指定法人とする。</p> <p>(2) 本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。</p> <p>ア 農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者であって、かつ農業環境規範の点検シート等を事業主体に提出するとともに、本事業により草地</p>

担 い 手 総		<p>等の整備を希望する農業者とする。</p> <p>イ 本事業の第1の7に定める受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会等その他都道府県知事が適当と認める者とする。</p> <p>ウ 担い手（活性化計画に示された者）とする。</p> <p>エ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者とする。</p>
合 整 備 型	再編整備事業	<p>(1) 事業主体は、都道府県又は事業指定法人とする。</p> <p>(2) 本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。</p> <p>ア 農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者であって、かつ農業環境規範の点検シート等を事業主体に提出するとともに、本事業により整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する農業者及び委託により草地等及び施設の整備を希望する農業者（この場合における農業者は、整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する場合を除き、当該土地につき所有権その他使用収益権を有し、又は有することが確実と見込まれる者）とする。</p> <p>イ 本事業の第1の7に定めるの受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会等その他都道府県知事が適当と認める者とする。</p> <p>ウ 農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる耕種農家等でア及びイの事業参加資格者と同一地域に存在し、かつ、その者と農業経営上密接な関係を有する農業者とする。</p> <p>エ 担い手（活性化計画に示された者）とする。</p> <p>オ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者とする。</p>
	水田地帯等担い手育成整備事業	<p>(1) 事業主体は、都道府県又は事業指定法人とする。</p> <p>(2) 本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。</p> <p>ア 農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者であって、かつ、農業環境規範の点検シート等を事業主体に提出するとともに、本事業により整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する農業者及び委託により草地等及び施設の整備を希望する農業者（この場合における農業者は、整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する場合を除き、当該土地につき所有権その他使用収益権を有し、又は有することが確実と見込まれる者）とする。</p>

		<p>イ 本事業の第1の7に定める受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会等その他都道府県知事が適当と認める者とする。</p> <p>ウ 農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる耕種農家等であり及びイの事業参加資格者と同一地域に存在し、かつ、その者と農業経営上密接な関係を有する農業者とする。</p> <p>エ 担い手（活性化計画に示された者）とする。</p> <p>オ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者とする。</p>
<p>草地林地総合整備型</p>		<p>(1) 事業主体は、都道府県又は事業指定法人とする。</p> <p>(2) 本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。</p> <p>ア 本事業の第1の7に定める受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会及び事業指定法人とする。</p> <p>イ 農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者であって、かつ農業環境規範の点検シート等を事業主体に提出するとともに、本事業により草地、放牧林地等の造成又は整備を希望する農業者とする。</p> <p>ウ 担い手（活性化計画に示された者）とする。</p> <p>エ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者とする。</p>

第5 活性化計画の作成

- 1 本事業を実施する場合にあつては、都道府県知事は、事業が確実に実施されると見込まれる市町村を地区として決定し、地区ごとに以下に定めるところにより活性化計画を作成するものとする。
 - (1) 活性化計画は、地域の実情に応じ、担い手の確保や飼料基盤に立脚した生産性の高い畜産経営の確立を図るため、営農、飼料生産基盤の整備、土地利用調整等の一体性を勘案し、一又は二以上の数集落からなる事業実施地区を対象に作成するものとする。
 - (2) 活性化計画の作成に当たり、市町村、農業委員会、農業協同組合その他農業団体の意見を聴くものとする。また、農業者及び利害関係者の合意形成に努めるものとする。
 - (3) 活性化計画は、必要に応じて次の各号に掲げる活動を行い、事業の円滑な推進のための合意形成に努めるものとする。
 - ア 計画策定委員会の設置

市町村、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、地域農業団体、集落の代表、学識経験者等から成る計画策定委員会を設置

イ 集落懇談会の開催

ウ その他

(4) 活性化計画の策定に当たっては、次の計画との整合を図るものとする。

ア 市町村農業振興地域整備計画（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条に規定する計画をいう。）

イ 集落農業振興地域整備計画（集落地域整備法（昭和62年法律第63号）第7条に規定する計画をいう。）

ウ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第1項に規定する構想。以下この別紙において「基本構想」という。）

エ 都道府県酪農・肉用牛生産近代化計画及び市町村酪農・肉用牛生産近代化計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の3及び4に規定する計画をいう。以下この別紙において「市町村計画等」という。）

2 活性化計画は別記様式第1号によるものとし、その策定に当たっては、事業実施区域を対象に次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 畜産活性化の目標

基本構想及び市町村計画等に沿って、育成すべき経営体の姿、実現すべき農業構造の目標、生産性向上目標、担い手等の見通し等について定める。

なお、目標年度は、事業採択年度から起算しておおむね10年後とする。

(2) 計画区域の概要

(3) 市町村の概要

(4) 担い手育成計画

(5) 農地の流動化計画（飼料基盤集積整備事業に限る。）

飼料生産基盤に係る所有権の移転、利用権設定、農作業受委託等目標年度までの農地流動化面積の目標を設定する。

(6) 土地利用計画

農業経営の規模拡大等を進めるとともに、飼料生産基盤の整備に係る適切な土地利用を図るため、集落及び事業実施地区内の農地全体に係る土地利用計画を作成する。

(7) 家畜の飼養計画

飼料生産基盤の整備、担い手への飼料生産基盤の集積及び造成整備改良による自給率の向上等を考慮した家畜の飼養計画を作成する。

(8) 飼料生産基盤及び農業用施設の整備目標

畜産経営において必要となる飼料を確保するための飼料生産基盤及び農業用施設の整備目標を作成する。

(9) 関連事業計画

農地流動化施策、生産の組織化及び生産性向上等の生産対策に係る事業等の導入計画について作成する。

(10) 推進体制整備計画

担い手に飼料生産基盤の集積を図るための推進体制の整備について、市町村段階及び集落段階の各段階ごとの組織化及び活動内容を作成する。

(11) その他必要な事項

第6 事業実施計画の樹立

1 都道府県知事は、活性化計画に基づき、以下に定めるところにより、本事業の事業実施計画を樹立するものとする。

2 事業実施計画を樹立するに当たっては、費用負担予定者及び当該施設の予定管理者の同意を得るものとし、これらに係る資金計画、予定管理方法等を明らかにするものとする。

3 実施計画の樹立地区の選定

(1) 事業実施地区選定の申請及び申請書に含まれるべき事項

ア 都道府県知事は、事業実施計画の樹立に際し、関係市町村から別記様式第2号の草地畜産基盤整備事業実施地区選定申請書の提出を受けるものとする。

イ アの申請書には、あらかじめ事業参加資格者が予定されている場合は、別記様式第3号の草地畜産基盤整備事業参加申出書及び次の書面を添付するものとする。

(ア) 事業参加資格者（予定者）が当該事業の施行に係る土地につき、所有権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利（以下この別紙において「使用収益権」という。）を有することを証する書面又は使用収益権を取得することが確実であることを証する書面

(イ) 事業参加資格者（予定者）の場合は、農業環境規範の点検シート等又は農業環境規範を実践することが確実であることを証する書面

(ウ) 事業参加資格者（予定者）は、養畜の業務を営む者との間における家畜排せつ物の土地還元についての合意を証する書面又は家畜排せつ物（施設処理後の残さ物、乾ふん等を含む）の土地還元施設の管理予定者との間における家畜排せつ物の土地還元についての合意を証する書面

(2) 事業実施計画の樹立の判定基準

都道府県知事が事業実施計画を樹立しようとするときは、当該地区に係る事業の必要性、可能性等を審査の上、緊急度を考慮して、あらかじめ次の基準に準拠して判定するものとする。

ア 事業実施計画対象予定地区において第4の要件に適合すると見込まれること。

イ 用地調達の見通し及び事業参加資格者の確保の見通しが十分あること。

ウ 事業実施に対する市町村その他関係機関の熱意がおう盛であること。

エ 事業参加者の経営収支計画及び家畜導入計画が適切であり、資金計画の見通しが十分であること。

オ 本事業により事業を実施している地区、実施しようとする事業と同種の公共

事業を実施している地区は含めないものとする。

なお、自然的条件（地勢、地形等）又は社会的、経済的、行政的要因等により、地区境が明確となる場合は、この限りではない。

4 事業実施計画の作成期間及びその内容

- (1) 本事業の事業実施計画書の作成については、原則として工事着手の前年度に、事業費1,000万円以内により実施するものとする。
- (2) 都道府県知事は、事業実施計画を樹立することとなったときは、事業実施計画の樹立のために必要な調査を関係部局の協力を得て実施するものとする。
この場合において、都道府県知事は、必要に応じ事業実施計画の樹立事務の一部を市町村、農業協同組合、事業指定法人その他適当と認める者に委託することができるものとする。
- (3) 事業実施計画は、草地開発整備事業計画設計基準（令和2年6月11日付け2生畜第431号農林水産省生産局長通知）に留意して作成しなければならない。
- (4) 都道府県知事が樹立する事業実施計画の作成にあたっては、環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知）に基づき、田園環境マスタープランが定められている地域においては、田園環境マスタープランとの整合を踏まえた事業実施計画を作成するものとする。
- (5) 事業実施計画は、これに基づいて直ちに工事に着手できるような精度を有するものとし、都道府県知事は事業実施計画を、別記様式第4号の草地畜産基盤整備事業実施計画書により作成するものとする。この場合において、当該事業実施計画は事業の効用が費用を償っているものでなければならない。

5 農山漁村地域整備計画の作成

- (1) 都道府県知事は、事業実施計画を作成した後、実施要綱第3に定める農山漁村地域整備計画（以下この別紙において「整備計画」という。）を策定するものとする。

第7 事業の実施

1 実施計画の提出

- (1) 都道府県知事は、新たに交付金を充当して本事業を実施しようとするときは、実施要領第3に定めるところによる農山漁村地域整備計画策定前までに実施要綱第7の2に定める実施要件確認に必要な資料として、事業実施計画概要書等（事業計画概要書、事業実施計画及び活性化計画をいう。）を地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長（以下この別紙において「北海道開発局長」という。）を經由して農林水産省畜産局長）に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、提出にあたって、以下のことに確認した後に提出するものとする。

ア 事業の実施が技術的に可能であること。

イ 事業の効果が費用を償うものであること。

ウ 活性化計画の内容が地域住民の合意に基づくものであり、かつ、地域農業及び集落の展望に即して適当と認められ、事業の実施により活性化計画の実現が図られると認められること。

エ 土地その他に関する各種権利関係が調整される見通しがあること。

オ 活性化計画に定める農地流動化計画（飼料基盤集積整備事業に限る）の達成が見込まれること。

カ 道路及び用排水路の配置、規模構造等が土地条件、将来の営農の構想等に即応するものであること。

キ 草地管理道路として必要な既設林道の整備（舗装等）を行う場合にあっては、林道管理者等との協議が整っていること。

2 事業開始の通知

都道府県知事は、事業実施計画を提出したときは、関係市町村長及び事業主体（都道府県を除く。）に対し、その旨を事業実施計画を添えて通知するとともに、本事業の開始に関する通知をするものとする。

3 事業の実施

事業主体は、本事業の実施を希望する事業参加者からの申請又は委託に基づき本事業を実施するものとする。

(1) 事業主体（都道府県を除く。）は、都道府県知事から事業開始の通知を受けたときは、本事業に係る地区の所在する市町村との間に本事業を実施するための契約を締結するものとする。この場合において、当該市町村は、あらかじめ当該事業参加者との間に必要な契約を締結するものとする。

ただし、事業指定法人は、事業参加者が事業実施計画に記載されている場合で、都道府県、事業指定法人及び当該市町村との調整が整ったものについては事業参加者と契約できるものとする。

(2) (1)の契約においては、交付金の交付に関し付される条件の遵守することの事項が規定されているものとする。

(3) 事業指定法人は、(1)の契約を締結したときは、遅滞なく都道府県知事に対し当該契約書の写しを提出するものとする。

4 各年度の事業承認協議

(1) 事業主体（都道府県を除く。）は、毎年度、本事業の実施にあたり、あらかじめ当該年度に実施する事業実施計画に基づく実施設計を作成し、当該実施設計について契約の相手方たる市町村等の同意を得るものとする。

(2) 事業主体（都道府県を除く。）は、(1)で作成した実施設計につき毎年度、都道府県知事の承認を受けるものとする。

5 事業の区分経理

事業主体は、本事業を実施するために必要な経理を他の事業に係る経理と区分して整理するものとする。

6 事業費の積算

本事業の事業費の積算は草地開発整備事業等事業費積算要領（昭和46年4月19

日付け46畜B第945号農林省畜産局長通知)により行うものとする。

7 事業の実施期間

事業主体は、事業の実施に際し、可能な限り事業費単価の低減に努めるとともに、おおむね5年で事業完了が図られるよう努めるものとする。

8 指導体制

- (1) 都道府県知事は、活性化計画及び事業実施計画の樹立並びに事業の実施に当たり、本事業の主務課及び関係各課と普及指導センター等現地指導機関（以下この別紙において「指導機関」という。）との連携体制の確立に努めるものとする。
- (2) 指導機関は、活性化計画及び事業実施計画の策定並びに事業の遂行に当たって必要な技術指導及び経営指導等に協力するとともに、事業の効果が適確に確保できるよう、市町村、農業協同組合等と連携を保ちつつ事業実施後の営農指導に当たるものとする。
- (3) 都道府県知事は、指導機関が現地においてこの指導活動を適切に行い得るよう活動経費につき配慮するものとする。

9 事業完了後の措置

(1) 草地等及び施設の一時使用等

ア 事業主体は、事業が完了した草地等及び施設を譲渡するまでの間、工事の完了した部分を一時使用させることができるものとする。

イ 事業主体は、事業が完了するまでの間において、分割して引き渡すことを適当と認める部分に係る工事が完了したときは、当該部分の草地等及び施設を譲渡することができるものとする。

ウ 事業主体（都道府県を除く。）は、草地等及び施設の全部又は一部を貸し付けようとする場合においては、あらかじめ、都道府県知事と協議するものとする。

- (2) 都道府県知事、事業主体及び管理経営主体は、草地畜産基盤整備事業が完了後において、当該事業によって造成改良又は整備改良された農用地及び新設又は改良された施設の管理が事業の趣旨に即して適正に行われるように特に努めるものとする。

第8 事業実施計画等の変更

- 1 都道府県知事は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、自らが設置した事業の中間評価に係る審査会による審査を経て事業実施計画の変更を行うものとする。

- (1) 事業主体、管理経営主体又は事業参加者の変更
- (2) 受益草地等の面積の10%以上の増減
- (3) 工種の新設又は廃止
- (4) 労賃又は物価の変動によるものを除く総事業費の10%以上の変動（公共事業の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減であって、

計画策定事業	計画策定	都道府県が行う草地畜産基盤整備事業実施計画の作成に要する経費							
基本施設整備事業	(1) 草地整備改良	<p>ア 草地整備改良 草地（輪作体系等の中で飼料生産を主体とした飼料基盤として利用される土地を含む。）の整備改良（これらの土地の起土、整地並びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）に要する経費</p>	○	○	○	○	○	○	50%以内 草地林地総合整備型にあっては55%以内
		<p>イ 道路整備 草地（アの整備に係る草地をいう。以下（1）において同じ。）の利用に必要な道路の新設又は改</p>	○	○	○	○	○	○	

	良に要する 経費						
	ウ 用排水施設整備 草地保全 又は利用に必要な用排水施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	○
	エ 雑用水施設整備 草地に係る経営に必要な水源取水施設及び導配水施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	○
(2) 関連 草地 造成 改良	ア 草地造成改良 草地（飼料畑を含む。）の造成又は改良（これらの土地の起土、整地並びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）に要する経費	○	○	○	○	○	○
	イ 道路整備						

	<p>草地（アの整備に係る草地をいう。以下（２）において同じ。）の利用に必要な道路の新設又は改良に要する経費</p>	○	○	○	○	○	○
	<p>ウ 用排水施設整備 草地の保全又は利用に必要な用排水施設の新設又は改良に要する経費</p>	○	○	○	○	○	○
	<p>エ 雑用水施設整備 草地に係る経営に必要な水源取水施設及び導配水施設の新設又は改良に要する経費</p>	○	○	○	○	○	○
(3) 草地等の 基盤整備 改良	<p>ア 野草地整備改良 野草地の整備改良(牧草導入のための障害物除去、起土、整地並びに</p>		○	○	○	○	○

<p>土壌改良資材、牧草種子の購入及び散布を含む。)のほか、野草地の利用に必要な道路整備、雑用水施設整備の新設又は改良に要する経費</p>						
<p>イ 放牧用林地整備 放牧用林地（木竹の生育に供され、併せて家畜の放牧の目的に供される土地をいう。以下同じ。）の造成又は整備（造林・除間伐並びに牧草導入のための障害物除去、起土、整地並びに土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。)のほか、放牧用林地の利用に必要な道路整</p>		○	○	○	○	

備、雑用水 施設整備の 新設又は改 良に要する 経費						
ウ 牧野樹林 整備 草地の保 全、家畜の 保護上必要 な樹林の新 設又は改良 に要する経 費	○	○	○	○	○	○
エ 家畜排せ つ物還元用 農用地造成 ・整備 家畜排せ つ物の還元 に必要な農 用地の造成 改良又は整 備改良に要 する経費	○			○	○	
オ 水質汚染 防止基盤整 備 牧場施設 等から排出 される汚水 を浄化する ために必要 な水質浄化 林・浄化水 路の造成整 備又は浄化 池・汚水処 理池等の整			○	○	○	

備改良に要 する経費						
カ 防災施設 整備 草地（飼 料畑、野草 地、放牧用 林地及び牧 野樹林を含 む。）の造成 改良、整備 改良又は保 全上必要な 防災施設又 は樹林の新 設又は改良 に要する経 費	○	○	○	○	○	○
キ 施設用地 造成整備 牧場の管 理経営を行 うための基 地となる畜 産施設用地、 牧場の持つ 緑資源、景 観を活用す るために必 要な牧場広 場及び区分 欄の利用施 設整備事業 の整備に伴 い必要とな る施設用地 の造成整備 に要する経	○	○	○	○	○	○

		費							
		ク 鳥獣被害防止施設整備 草地、飼料畑、牧場施設等への鳥獣被害の防止に必要な施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	○	
利 用 施 設 整 備 事	(1) 農 業 施 設 整 備	ア 隔障物整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地における家畜の放牧に必要な隔障物の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	○	50% 以内 草地 林地 総合 整備 型に あつ ては 55% 以内
		イ 家畜保護施設整備 整備改良又は造成改良された草地（飼料畑を含む。）、野草地及び放牧用林地を利用する家畜の飼養		○	○	○	○	○	

業

に必要な家畜避難舎、増飼施設、当該家畜の看視及び保護に必要な看視舎等の新設又は改良に要する経費						
ウ 電気導入施設整備 施設等に必要な電気を導入する施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	○
エ 用排水施設整備 農業用施設に必要な用排水施設の新設又は改良に要する経費		○	○	○	○	○
オ 雑用水施設整備 農業用施設に必要な水源取水施設及び導配水施設の新設又は改良に要する経費		○	○	○	○	○
カ 飼料調製貯蔵施設整備		○	○	○	○	○

<p>整備改良 又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地の利用に必要な飼料乾燥施設並びに飼料貯蔵施設の新設又は改良に要する経費</p>						
<p>キ 飼肥料庫整備 整備改良 又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地を利用する家畜の飼養に必要な飼料の保管施設並びに管理に必要な肥料の保管施設の新設又は改良</p>				○	○	
<p>ク 家畜排せつ物処理施設整備 家畜排せつ物を処理するために必要な施設の新設又は改良に要す</p>	○			○	○	○

<p>る経費に要する経費</p>						
<p>ケ 水質汚染防止施設整備 牧場施設等から排出される汚水を浄化するために必要な水質汚染防止施設の新設又は改良に要する経費</p>		○	○	○		
<p>コ 間伐材加工処理施設整備 間伐材を畜産的利用するために必要な加工処理施設の新設又は改良に要する経費</p>				○		○
<p>サ 衛生管理施設整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地を放牧利用する家畜の疾病予防又は衛生対策に必要な衛生舎、</p>	○	○	○	○	○	○

<p>薬浴、牛衡等の施設の新設又は改良に要する経費</p>						
<p>シ 放牧馴致施設整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地を放牧利用する家畜の放牧馴致に必要なパドック、シェルター、草架等の施設の新設又は改良に要する経費</p>	○	○	○	○	○	○
<p>ス 防護柵整備 牧場、遊歩道等への来訪者の安全を図るための防護柵の新設及び改良に要する経費</p>	○					○
<p>セ 環境保全施設整備 都市住民との交流及び緑資源の提供に供する施設の適</p>	○					

	切な利用と保全を図るための休憩所、便所、水飲場、ベンチ、展望施設、案内板、体験学習施設、ごみ処理施設等の新設、改良に要する経費						
(3) 農機具等導入	ア 牧場用機械施設整備 整備改良 又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地の利用に必要な農機具、監視用家畜の導入に要する経費		○		○	○	○
	イ 農具庫整備 整備改良 又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地の管理利用に必要な農機具の保管施設の新設又は改良に要する				○	○	

	経費						
	ウ 燃料庫整備 施設及び 農機具等に 必要な燃料 の保管施設 の新設又は 改良に要す る経費				○		

2 効果促進事業

第4の1の種類欄に掲げる事業のほか、実施要綱第3に定める整備計画を達成するため、第4の1の種類欄に掲げる事業と一体となってその効果を高めるために必要な事業のうち、第10の表の工種及び整備内容の草地整備改良、草地造成改良、野草地整備改良及び放牧用林地整備と一体的に行うものについて、交付要綱第2の2の(2)効果促進事業を実施することができるものとし、国費率は、交付要綱別表のとおりとする。

3 上記の区分欄の各事業に係る補助率（事業計画策定事業に係る補助率及び効果促進事業は除く。）は、以下のとおりとする。

- (1) 畜産担い手総合整備型の各事業を実施する場合にあっては、離島は、同表中「50%以内」とあるのは「55%以内」と、奄美群島は、同表中「50%以内」とあるのは「2/3以内」とする。
- (2) 草地林地総合整備型を実施する場合にあっては、離島は、同表中「55%以内」とあるのは「60%以内」と、奄美群島は、「55%以内」とあるのは「70%以内」とする。

4 事業内容については、上記の表のほかに次に定めるところによるものとする。

(1) 草地整備改良、草地造成改良等

ア 通常の作業のほかに、特殊土壌のために、マサ抜き、心土破碎等を必要とする団地についてはその経済性を勘案し当該作業に要する経費（人夫費、機械施工料等）を補助の対象とする。

イ 除草に用いる除草剤及び抜根、除石に用いる火薬類の購入に要する費用は、現地の状況に応じ補助の対象とする。

ウ 土壌改良資材は、土壌の改良に要する石灰質資材（炭カル等）、燐酸質資材（溶性燐肥等及び草地用化成（農林水産省の登録銘柄に限るものとし、事業主体が独自に混合するものは含まない。))とする。

エ 有機質資材の購入及び散布に要する経費は、草地の造成及び整備改良時に、表土の確保が困難であり、又は腐食含有量が不足する場合に、補助の対象とす

るものとする。

オ 有機質資材は、肥料取締法（昭和25年法律第 127号）第 2 条第 2 項に規定する特殊肥料又は汚泥を原料として生産される普通肥料のうち、品質表示又は保証票の添付のあるものに限ることとする。

カ 牧草種子は、品質証明を受けた優良牧草種子（原則として都道府県の定める奨励品種であること。）とする。

キ 飼料畑とは、青刈飼料作物、一年生牧草、飼料用根菜、飼料用果菜等飼料用作物を主として栽培する土地であって、飼料畑に対する種子の購入及び散布に要する経費は補助の対象としない。

ク 蹄耕法による草地造成改良に対する助成

草地開発整備事業において草地造成改良を蹄耕法によって行う場合の重放牧に必要な管理人夫の雇用に要する経費は、補助対象とする。

(2) 道路整備

道路の改良とは、(a) 曲線、勾配の修正を含む路線の位置の変更、(b) 幅員の拡張、(c) (a) 及び(b) の組合せ工事等道路の利用効率を本質的に高める工事をいい、敷砂利程度の路面改修のみの工事等は含まないものとする。

なお、地形等の条件で索道が必要な場合は、これを基本施設として補助の対象とする。

(3) 利用施設整備事業

利用施設整備事業は、第10の表の種目欄の草地整備改良、関連草地造成改良、第10の表の工種及び整備内容欄の野草地整備改良、放牧用林地整備と一体的に行う場合に限り、実施することができるものとする。

なお、補助対象範囲は、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）によるものとする。

(4) 家畜保護施設整備

ア 家畜保護施設を整備（公共牧場は除く。）する場合にあつては、飼料自給率の向上率が事業採択時の現況値より10%以上となることが確実とみこまれ、かつ、市町村計画等の飼料自給率の現況値以上であること。

イ 家畜保護施設を整備にあつては、畜産物の需給動向に配慮するとともに、関係者等と十分調整を図るものとする。

ウ 家畜保護施設を整備に要する経費は、過大積算とならないよう留意するものとし、所得償還率の低減に努めるものとする。

エ 家畜保護施設を整備を行った場合は、家畜導入計画に基づき、家畜の導入を行うものとし、おおむね5年以内に家畜の導入の完了することが見込まれること。

(5) 飼料調製貯蔵施設整備及び農機具等導入

飼料受託組織又は共同利用方式により、飼料調製貯蔵施設整備及び農機具等導入を実施する場合にあつては、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する

法律（昭和28年法律第35号）に留意するとともに、すべての利用者（公共牧場における整備を除く。）が第10の表の工種及び整備内容の草地整備改良、草地造成改良、野草地整備改良及び放牧用林地整備と一体的に行う場合に限り、助成の対象とする。

(6) 鳥獣被害防止施設整備

鳥獣被害防止施設の実施する場合にあつては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条第1項の規定による被害防止計画との整合を図るものとし、第10の表の工種及び整備内容の草地整備改良（輪作体系は除く。）及び草地造成改良と一体的に行う場合に限り、実施することができるものとする。

(7) 農機具等導入

農具庫整備及び燃料庫整備は、牧場用機械施設整備と一体的に行う場合に限り、助成の対象とし、過大整備とならないよう留意するものとする。

5 融資

(1) 本事業に対する融資については、株式会社日本政策金融公庫資金及び農業近代化資金の融資を受けることができる。

(2) 第7の2の事業実施計画の決定通知を受けた市町村は、(1)の融資を受けようとするものがあらかじめ予定されている場合は、(1)の融資の手続によるほか次に掲げるところによるものとする。

ア 市町村長は、事業実施計画に基づき、(1)の融資を受けようとする者について、別記様式第7号の様式により、次の事項を記載した計画書（以下この別紙において「資金計画書」という。）を作成し、都道府県知事に協議するものとする。

(ア) 農業経営の状況

(イ) 農業経営の改善計画

(ウ) 取得を予定している農地等又は未墾地並びに整備を予定している施設等

(エ) 必要資金の額及び調達方法

(オ) 償還計画

(カ) その他必要な事項

イ 都道府県知事は、アの資金計画書の内容を審査し適当と認めるときは、市町村長に通知するとともに、当該地区の事業実施計画の概要及び資金計画書に基づく資金所要額を株式会社日本政策金融公庫及び関係融資機関へ通知するものとする。

ウ 都道府県知事が資金計画書の内容を審査するに当たっては、あらかじめ、関係機関（株式会社日本政策金融公庫、農業協同組合等）との意見調整を行う等融資を受けようとする者への融資が円滑に行われるよう配慮するものとする。

第11 補則

1 本事業に係る国有林野の活用

本事業に基づく事業を実施するために必要な国有林野の活用については、国有林野の活用に関する法律（昭和46年法律第108号）その他関係諸法令及び国有林野の活用に関する通知の定めるところによるものとする。

2 農地流動化対策の活用

本事業の円滑な実施を図るため、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「農地中間管理事業推進法」という。）及び基盤強化法に規定する事業の積極的活用を図るものとし、その実施については、農地中間管理事業推進法、基盤強化法その他関係法令の定めるところによるものとする。

3 家畜排せつ物の土地還元

本事業において、輪作体系の中で飼料基盤として利用される土地を草地の整備改良の対象とする場合にあっては、家畜排せつ物の土地還元に努めるものとする。

4 草地管理道路として必要な既設林道の整備の協議

実施計画の承認申請等において、草地管理道路として必要な既設林道の整備（舗装等）を行う場合にあっては、林道管理者等との協議が整っているものとする。

5 補助事業等の実施に要する人件費の算定等

本事業のうち第10の表の事業内容欄の事業計画策定事業の実施に要する人件費については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）によるものとする。

第12 経過措置

1 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成23年4月1日付け22生畜第2433号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、農林水産省林野庁官、農林水産省水産庁官連名通知）による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21農振第2454号農村振興局長通知）別紙番号1 経営体育成基盤整備事業に係る運用に定めた実施要件をみだし、農山漁村地域整備計画に交付対象事業とした地区であって、平成23年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、要綱別紙1の(1)に定める営農目標推進整備計画の作成をもって本事業に移行されたものとみなす。

2 農用地開発事業実施要綱（昭和45年12月10日付け農地C第500号農林事務次官依命通知）又は畜産担い手育成総合整備事業実施要綱（平成16年3月30日付け15生畜第5007号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施してきた地区であって、平成23年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。

3 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知。以下この別紙において「地域自主戦略交付金交付要綱」という。）に基づき採択された事業が本事業の実施要件を満たしている場合については、本事業へ移行されたものとみなす。

4 戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要領別紙（番号3 草地畜産基盤整備事業に係る運用）の第7の規定、特定地域振興生産基盤整備事業実施要領別紙（番号3 草地畜産基盤整備事業に係る運用）の第7の規定、地域自主戦略交付金交付要綱（番号11 草地畜産基盤整備事業に係る運用）の第8の規定に基づいて、平成24年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本事業の実施に必要な資料の提出がされたものとみなすことができる。

	県	地区
	作成年月	

(_____ 型) 事業

畜産活性化計画書

〇〇地区

令和 年 月

〇〇県 (都道府県)

〈目 次〉

第1章 概 要

1 畜産活性化計画総括表

2 畜産経営の変化と農業農村整備の展望

3 畜産担い手育成の展望

4 対象事業の概要

(2)実現すべき農業構造の目標

(3)畜産の生産性向上の目標

(4) 担い手育成計画

(5)農地の流動化計画(飼料基盤集積事業に限る。)

(6) 土地利用計画

(7) 家畜飼養計画

(8) 飼料生産基盤及び農業用施設の整備目標

①自給飼料の生産目標

②飼料生産基盤の整備目標

第2章 地域畜産の概要

1 計画地域の概要

2 市町村の概況

(1)市町村の概要

(2)市町村における畜産振興等の目標

第3章 計画事項

1 畜産活性化の目標

(1)育成すべき畜産経営の姿

6 関連事業計画

7 推進体制整備計画

8 その他必要な事項

畜産活性化計画区域図
〇〇県〇〇地区



- (注) 1 第3章の土地利用構想に従って区分する。
2 計画内容が分かる適当な縮尺とし、A4版折込みとする。

第1章 概要
1 畜産活性化計画総括表

農政局名											
都道府県名	所在地	地区名	区域面積 (ha)			担当部課名					
						(TEL FAX)					
地勢及び社会経済条件						飼料生産基盤の整備状況					
営農状況											
農業構造の再編目標	現在				目標 (10年後)						
	農家数(戸)	農地面積(ha)	飼料基盤面積(ha)	家畜飼養頭数	経営面積(ha)	農業所得(千円)	農家数(戸)	農地面積(ha)	飼料基盤面積(ha)	家畜飼養頭数	経営面積(ha)
自給飼料生産計画	区分	需要量(TDN)	供給量(TDN)	差引過不足量(TDN)	外部依存量(TDN)			飼料自給率	備考		
		(A)	(B)	(A)-(B)	その他粗飼料(C)	濃厚飼料(D)	計				
	現況	t	t	t	t	t	t	%			
計画	t	t	t	t	t	t	%				
道営草地	担い手育成の目標	現況担い手数(A)	計画担い手数(B)	計画(B)/現況(A)			備考				
		(戸)	(戸)	(10年後)							
整備事業・公共牧場	土地利用計画構想	区分	活性化計画 農用地 (ha)					非農用地	その他	計	
		区域面積(ha)	水田	普通畑	飼料畑	牧草地	その他				小計
		現況									
計画											
整備事業	家畜飼養計画	現況家畜飼養頭数(A)	計画家畜飼養頭数(B)	戸数		計画(B)/現況(A)		備考			
		(頭)	(頭)	(戸)							
関連	事業管理計画	① (年～年)		② (年～年)		③ (年～年)		④ (年～年)			
飼料生産基盤集積整備事業	飼料生産基盤集積整備計画	項目	受益地等面積(A)		担い手の経営地等面積(B)		同左の(%) (B)÷(A)		備考		
		現況	(ha)		(ha)						
		対象事業完了時	(ha)		(ha)		5年後				
		目標	(ha)		(ha)		10年後				
		現況担い手経営飼料基盤面積(A)	計画担い手経営飼料基盤面積(B)	戸数		計画(B)/現況(A)	対象事業完了後		※比率は面積による		
		(ha)	(ha)	(戸)		(10年後)	(5年後)				
		担い手等への土地利用集積方法	計(ha)	個別農家	農地所有適格法人	生産組織	その他		備考		
		自己所有地									
		賃借権設定									
		経営受託									
農作業受託											
その他	()	()	()	()	()						
関連	家畜飼養計画	現況家畜飼養頭数(A)	計画家畜飼養頭数(B)	戸数		計画(B)/現況(A)		対象事業完了後			
		(頭)	(頭)	(戸)		(10年後)		(5年後)			
事業管理計画	事業管理計画	① (年～年)		② (年～年)		③ (年～年)		④ (年～年)			
再編整備事業	飼料生産基盤の整備計画	山林	原野	採草放牧地	田	畑	計	備考			
		造成改良				()					
		整備改良					()				
		野草地整備					()				
		放牧用林地整備					()				
		その他					()				
計					()						
関連	家畜飼養計画	現況うち担い手飼養頭数(A)	計画うち担い手飼養頭数(B)	戸数		計画(B)/現況(A)		対象事業完了後			
		(頭)	(頭)	(戸)		(10年度)		(5年後)			
		うち担い手分(A)	うち担い手分(B)	戸数		計画(B)/現況(A)		対象事業完了後			
		(頭)	(頭)	(戸)		(10年後)		(5年後)			
事業管理計画	事業管理計画	① (年～年)		② (年～年)		③ (年～年)		④ (年～年)			

(注1) 土地利用集積方法のその他の欄の()は交換分合等を記入する。
 (注2) 水田地域等担い手育成整備事業及び草地林地総合整備事業、再編整備関係欄に記載すること。

2 畜産経営の変化と農業農村整備の展望

	現 況	計 画
経営形態		
経営状況		
生産基盤		

3 担い手育成の展望

--

4 対象事業の概要

事業名	地区名	採択年度	完了予定 年 度	受益面積	総事業費	(道営草地整備事業)	
						計画区域草地等面積	参加農家占める担い手割合
		年	年	ha		ha	%

第2章 地域畜産の概要

1 計画区域の概要

① 計画区域の範囲

市町村名	関係集落	関係農協	関係面積	関係戸数

② 計画区域における畜産の概況

③ 対象区域の選定理由

2 市町村の概況

(1) 市町村の概要

(2) 市町村における畜産振興等の目標

① 振興計画及び指定地域の状況

(市町村名： 、調査年度：令和 年度)

名称	対象地域	指定・許可年月日			内 容	備 考
		指定		許可		
		指定		許可		
		指定		許可		
		指定		許可		

② 飼料基盤利用集積の内訳
現在

農作業主体	担 手 農 家 等								合 計	
	個別農家		農地所有適格法人		生産組織		その他			
	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積
自己所有地	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha
賃借権設定										
農作業受託										
その他（経営受託）										
計										

計 画（10年後）

農作業主体	担 手 農 家 等								合 計	
	個別農家		農地所有適格法人		生産組織		その他			
	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積
自己所有地	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha
賃借権設定										
農作業受託										
その他（経営受託）										
計										

③ 担い手別団地別の飼料基盤利用集積調整一覧表（飼料基盤集積整備事業に限る。）

担い手 農家 番号	地番	面積 (ha)	計画地目	所有農家 番号	面的集積方法 (ha)				
					所有権	賃借権	作業委託	経営委託	計

(注) 一覧表は担い手別に整理する。

④ 飼料基盤集積計画状況図（飼料基盤集積整備事業に限る。）

草地集積計画状況図

凡 例	
活性化計画区域	黒 〇で囲む
担い手飼料基盤区域	黒 〇で囲む
担い手団地界	茶 〇で囲む
集積状況	
所有者	○
耕作者()による	△
受託者()	□
所有権による集積	赤
賃借権等による集積	緑
農作業受託等による集積	黄
交換分合による移動	青

(注) 1 色分、記号、番号等で集積状況がわかるように作成する。
2 計画内容が分かる適当な縮尺とし、A4版折込みとする。

(7) 家畜の飼養計画

区分	乳用牛			肉用牛			その他					
	飼養戸数	飼養頭数	戸当り飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数	戸当り飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数	戸当り飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数	戸当り飼養頭数
現況	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
計画	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
増減	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

(注) 1 上段は市町村全体、下段()書きは担い手分とする。なお、公共牧場の場合は上段を預託頭数とする。
 2 その他は、畜種毎に記入する。

(8) 飼料生産基盤及び農業用施設の整備目標

① 自給飼料の生産計画

5年後

(単位：t)

区分	需要量(TDN)(A)	供給量(TDN)(B)	差引過不足量(TDN)(A)+(B)	外部依存量(TDN)				飼料自給率(B)/(A)	備考
				公共草地(C)	その他粗飼料(D)	濃厚飼料(E)	計		
現況	t	t	t	t	t	t	t	%	
計画	t	t	t	t	t	t	t	%	
増減	t	t	t	t	t	t	t	%	

10年後

(単位：t)

区分	需要量(TDN)(A)	供給量(TDN)(B)	差引過不足量(TDN)(A)+(B)	外部依存量(TDN)				飼料自給率(B)/(A)	備考
				公共草地(C)	その他粗飼料(D)	濃厚飼料(E)	計		
現況	t	t	t	t	t	t	t	%	
計画	t	t	t	t	t	t	t	%	
増減	t	t	t	t	t	t	t	%	

② 飼料生産基盤の整備目標

	事業対象用地					目標整備量	事業計画
	山林	原野	採草放牧地	田	畑		
飼料生産基盤							
造成改良							
整備改良							
野草地整備							
放牧用林地整備							
その他							
農道							
用排水							

③ 農業用施設の整備目標

	現在	目標整備量
家畜保護施設		
家畜排せつ物処理施設		
飼料調製貯蔵施設		

6 関連事業計画

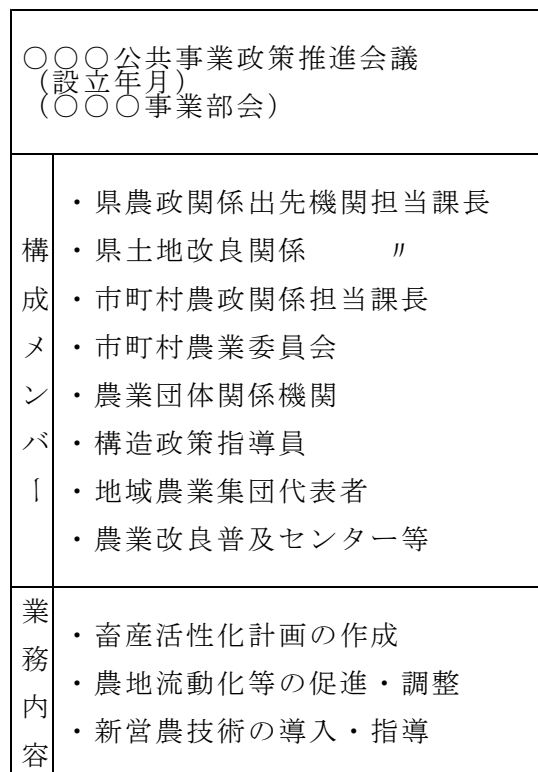
導入事業（資金）名	事業の内容	導入（予定）年度	完了（予定）年度	畜産担い手育成総合整備事業との関連（飼料生産基盤の面的集積との関連）	備考

7 推進体制整備計画

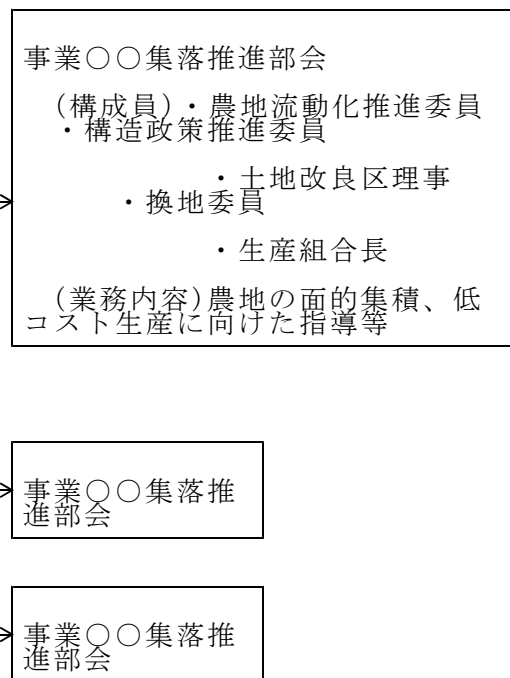
事業の円滑な推進を図るための推進整備体制について、地区又は市町村段階、集落段階の各段階ごとの組織化及び活動内容等を記述するとともに組織図を作成する。

例

（市町村段階）



（集落段階）



8 その他必要な事項

〇〇〇〇〇〇草地畜産基盤事業(〇〇型)
〇〇事業実施地区選定申請書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

市 町 村 長

令和〇〇年度草地畜産基盤整備事業実施地区として下記地区を選定されたく、別紙調書を添えて草地畜産基盤整備事業の運用第〇の〇の規定に基づき申請します。

記

- 1 地 区 名
- 2 所 在 地
- 3 事業の種類
- 4 別紙調書
草地畜産基盤整備事業(〇〇型)〇〇事業実施申請地区概況調書

〇〇〇草地畜産基盤整備事業（〇〇型）
 〇〇事業実施申請地区概況調書

- 1 地区名
- 2 所在地
- 3 事業の必要性と目的
- 4 総括表

（道営草地整備事業及び公共牧場整備事業）

所在地	地区面積及び造成整備改良予定面積					豚換算頭数			事業参加資格者 （有・無）			備考
	地区面積	造成改良面積	整備改良面積	野草整備面積	その他面積	区分	地域	地区	区分	戸数	頭羽数	
	ha	ha	ha	ha		現況	頭	頭	計 酪農 肉用牛 〔殖育 豚 鶏 その他	戸 ()	戸 ()	
						計画		()		()	()	

（飼料基盤集積整備事業）

所在地	飼料生産基盤の流動化計画					
	担い手等への土地利用集積方法	計 (ha)	個別農家	農地所有 適格法人	生産組織	その他
	自己所有地					
	賃借権設定					
	経営受託					
	農作業受託					
	その他	()	()	()	()	()

（再編整備事業）

所在地	地区面積及び造成整備改良予定面積					豚換算頭数			事業参加資格者 （有・無）			備考
	地区面積	造成改良面積	整備改良面積	野草整備面積	その他面積	区分	地域	地区	区分	戸数	頭羽数	
	ha	ha	ha	ha		現況	頭	頭	計 酪農 肉用牛 〔殖育 豚 鶏 その他	戸 ()	戸 ()	
						計画		()		()	()	

(水田地帯等担い手育成事業及び草地林地総合整備型)

所在地	地区面積及び造成 整備改良予定面積					牛飼養頭数			事業参加資格者				備考
	地区 面積	造成 改良 面積	整備 改良 面積	野草 整備 面積	その他 面積	区 分	地区 頭数	区 分	現況		計画		
									戸 数	うち 担い 手数	戸 数	うち 担い 手数	
	ha	ha	ha	ha		現 況	頭	計 酪農 肉用牛	戸	戸	戸	戸	
											()	()	
					計 画	頭	〔 殖 育	()	()	()	()		
										()	()	()	
							その他	()	()	()	()		

5 関係市町村の概況

(1) 農家戸数

(令和 年 月現在)

区分 市町村名	経営規模別農家戸数						専業別農家戸数割合				経営形態農家戸数割合				農家率	備考
	50a未満 (5ha未満)	50a～ 1ha (5～ 10ha)	1～ 2ha (10～ 15ha)	2～ 3ha (15～ 20ha)	3ha 以上 (20ha 以上)	計	専業	兼業農家		計	畜産 専業	畜産 畑作	その他	計	農家戸数 全戸数	
								第1種	第2種							
	戸	戸	戸	戸	戸	戸	%	%	%	%	%	%	%	%	%	

(注) 1 経営規模別農家戸数欄の()内は北海道についてのものである。
2 数市町村にわたる場合は、各市町村ごとに作成するとともに、その合計も記入すること。(以下に同じ。)

(2) 経営土地面積

(令和 年 月現在)

市町村名	区分	農用地面積							農用地に 対する草地、飼料 畑及び輪 作畑の占 める割合	原野			山林			その他	合計	備考
		草地	飼料畑	輪作畑	小計	その他	計	戸当り農 用地面積		採草・放牧 する草地	採草・放牧 しない草地	計	採草・放牧 する草地	採草・放牧 しない草地	計			
	全農家 1戸当り	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	%	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

(3) 家畜の飼養状況

市町村名	区分 年度	乳用牛(2才以上のもの)				乳用牛(2才未満のもの)				肉用牛				〇〇				豚換算頭数		備考
		飼養戸数	飼養頭数	飼養農家率	1戸当り頭数	飼養戸数	飼養頭数	飼養農家率	1戸当り頭数	飼養戸数	飼養頭数	飼養農家率	1戸当り頭数	飼養戸数	飼養頭数	飼養農家率	1戸当り頭数	現況	計画	
	近年 最近年 主要畜種	戸	頭	%	頭	戸	頭	%	頭	戸	頭	%	頭	戸	頭	%	頭	頭	頭	

(注) 1 飼養農家率=飼養戸数/全農家戸数
2 1戸当たり頭数=飼養頭数/飼養戸数

(4) 関連事業実施状況等

農業経営基盤強化 促進法に基づく 市町村基本構想	策定の有無	有・無	策定年度	年度	摘要																	
市町村酪農・肉用 牛生産近代化計画	樹立の有無	有・無	樹立年度	年度	計画期間	～	年度	草地開発・ 整備計画			造成面積	整備改良面積	備考									
	飼養頭数の 目標	乳用牛 頭	肉用牛 頭	飼料作物 作付面積 の目標	水田	普通畑	牧草地	その他	所得額 の目標	千円		飼料自給 率の目標	%									
市町村農業 振興地域 整備計画	策定の有無	有・無	策定年度	年度	計画期間	～	年度	摘要														
〇〇〇〇事業	指定年度	年度	事業期間	～	年度	基幹作目																
	主要事業 内容																					
土地改良事業 の実施状況	地区名	国・県 営の 別	事業着 手年 度	地区面積	農地造成面積 (受益面積)	主要作目																
			年度	ha	ha																	

(5) 市町村の財政状況

市町村名	歳入	市町村税	地方交付税	公営企業及び財産収入	分担金及び手数料	使用料及び手数料	国庫支出金	寄付金	繰入金	繰越金	雑収入	市町村費	合計	自主財の割合				備考
														%				
	歳出	議会費	役場費	消防費	土木費	教育費	社会及び労働施設費	保健衛生費	産業経済費	財産費	統計調査費	選挙費	公債費	諸支金	予備費	合計	産業経済費の割合	備考
																	%	

6 地区の条件及び計画

(1) 立地条件

地区面積	交通の状況	地形	地質	標高	農耕期間の平均気温	無霜期間	傾斜度	水利用上の問題点	排水上の問題点	その他立地上の問題点
ha				m						

団地名	団地総面積	所有区分及び現況地目別面積				開発制限指定関係		利用期に達しない幼令林面積	開発整備に当たっての権利関係の整備方針	現在までの経緯の概要	開発整備に当たっての問題点
		所有区分	面積	現況地目	面積	指定の種類	面積				
	ha		ha		ha		ha	ha	うち草地利用権設定予定面積 ha		

- (注) 1 所有区分の欄は、国有林野（国有林野法第2条に掲げる土地）、開拓財産、その他の国有地、公有地、（地方公共団体有地）、共有地、組合有地、会社有地、社寺有地、個人有地等の区分を記入すること。
- 2 開発制限指定関係の種類は、各種保安林の指定、砂防法による指定、自然公園法による指定、文化財保護法による指定、国有林野の直営生産事業林、母樹林、見本林、系争地、適地選定基準外等の内容を記入すること。
- 3 草地利用権とは、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第7条に規定する草地利用権をいう。
- 4 現在までの概要の欄は、例えば開拓財産については買収期日、旧所有者、不用地処分手続の進捗等、国有林野については森林管理局関係の交渉の経緯及び農地流動化対策等につき記入すること。

- 添付書類 1 位置図
2 事業参加申出書の写し

〇〇〇〇〇〇草地畜産基盤整備事業（〇〇型）〇〇事業参加申出書

〇〇地区草地畜産基盤整備事業に関する事業への参加を希望しますので、〇〇〇の運用第〇の〇の規定により関係書類を添えて下記のとおり申し出ます。

年 月 日

県 郡 村大字 字 番地

氏 名

記

1 申出者に係る経営の改善目標の概要

区分	営農類型	経営土地面積 (ha)					家畜飼養頭数 (頭 羽)				経営移転の有無		経営土地の取得希望面積 (ha)	備考
		田	畑			計	乳牛	肉用牛	豚	鶏	有	無		
現在														
計画														
増減														

2 申出の対象たる土地の表示及びその土地の所有者

市町村名	大字	字	番地	台帳地目	現況地目	用途	面積 (ha)	所有者	
								住所	氏名又は名称

3 申出の対象たる農用地の表示及びその農用地の耕作者等

市町村名	大字	字	番地	台帳地目	現況地目	用途	面積 (ha)	耕作又は養畜の業務を営む者		
								権利の種類	住所	氏名又は名称

4 申出の理由

5 その他必要な事項

(備考)

1. 草地畜産基盤整備事業の運用第6の3に関する書面及び飼料自給率確認表を添付すること。

(様式例)

飼料自給率確認表

1 参加経営体データ

地区名	
市町村名	
事業参加経営体名	
営農形態	

2 飼料基盤概要

	現況	計画
草地(既存)	ha	ha
草地(整備)	ha	ha
草地(造成)	ha	ha
草地(他集積)	ha	ha
草地(集積→整備)	ha	ha
飼料畑(既存)	ha	ha
飼料畑(整備)	ha	ha
飼料畑(造成)	ha	ha
飼料畑(他集積)	ha	ha
飼料畑(集積→整備)	ha	ha
水田(WCS)	ha	ha
水田(稲ワラ)	ha	ha
	ha	ha

3 自給率計算書

(1) 養分(TDN)要求量

	乳用牛				肉用牛				必要TDN 合計(t)
	区分	頭数 (頭)	TDN(1頭1日) (kg)	年間必要TDN (t)	区分	頭数 (頭)	TDN(1頭1日) (kg)	年間必要TDN (t)	
		a	b	c(a×b)×0.365		A'	B'	C'(A'×B')×365	c+C'
現況	成牛				成牛(繁殖牛)				
	育成牛				育成牛				
	子牛				子牛				
計					肥育牛				
計画	成牛				成牛(繁殖牛)				
	育成牛				育成牛				
	子牛				子牛				
計					肥育牛				

注:集積等は、特定できる資料を提示。

注1:1頭当たりTDN(kg)は、直近の日本飼料標準等を用い、別途県等で定めている数値を使用する場合は、その資料を添付すること。
注2:頭数は事業計画の頭数を記載すること。

(2) 養分(TDN)供給量

	作物名	作付面積 (ha)	単収 (t/ha)	総収量 (t)	TDN含有率 (%)	TDN収量 合計(t)	備考 (特記事項)
		a	b	c(a×b)	d	e(c×d)	
現況	草地(既存)						
	草地(整備)						
	草地(造成)						
	草地(他集積)						
	草地(集積→整備)						
	飼料畑(既存)						
	飼料畑(整備)						
	飼料畑(造成)						
	飼料畑(他集積)						
	飼料畑(集積→整備)						
	水田(WCS)						
水田(稲ワラ)							
計画	草地(既存)						
	草地(整備)						
	草地(造成)						
	草地(他集積)						
	草地(集積→整備)						
	飼料畑(既存)						
	飼料畑(整備)						
	飼料畑(造成)						
	飼料畑(他集積)						
	飼料畑(集積→整備)						
	水田(WCS)						
水田(稲ワラ)							

注1:TDN含有率は、直近の日本飼料成分表等を用い、別途県等で定めている数値を使用する場合は、その資料を添付すること(目標値は使用しない)
注2:単収は、県の指標等を用い、その根拠となる資料を添付すること。
注3:混播牧草や、再生草を利用する場合は、単収及びTDN含有率の根拠となる資料を別途添付すること。

(3) 自給率

	要求量 (TDNt)	供給量 (TDNt)	自給率 (%)
	a	b	b/a
現況(繁殖)			
計画(繁殖)			
向上率			
現況(肥育)			
計画(肥育)			
向上率			
現況(酪農)			
計画(酪農)			
向上率			
現況			
計画			
向上率			

4 市町村酪肉近代化計画概要

市町村名	営農類型	自給率(%)	
		現況	計画
	繁殖		
	肥育		
	酪農		

5 家畜頭数増加率、飼料基盤集積率

	家畜頭数	土地集積率
現況		
計画		
増加率(%)		

6 造成・整備面積

	草地	飼料畑	計
造成			
整備			

別記様式第4号 (第6の4関係)

〇〇〇草地畜産基盤整備事業
(〇〇型) 〇〇事業実施計画書

番 号
年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿
(北海道にあつては農林水産省畜産局長)

都 道 府 県 知 事

別冊事業実施計画書のとおり、〇〇地区に係る草地畜産基盤整備事業(〇〇型) 〇〇事業実施計画を決定したので、草地畜産基盤整備事業の運用第〇の〇の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

(添付資料) ・ 〇〇〇草地畜産基盤整備事業(〇〇型) 〇〇事業実施計画書
・ 畜産活性化計画
・ 負担金条例

県 作成年月	地区
<p>○○○○○○○○○○</p> <p>草地畜産基盤整備事業</p> <p>(○○型) ○○○○事業</p> <p>事業実施計画</p> <p>○○地区</p> <p>令和 年 月</p> <p>○○県 (都道府県)</p>	

目 次

〇〇〇草地畜産整備事業実施計画概要（〇〇〇型）〇〇〇〇事業
第1章 目 的
第2章 地域の概要
第1節 地区の所在地
第2節 一 般 概 況
第3節 地域の農業概況及び動向
第4節 関係市町村の林業概況（草地林地総合整備型のみ）
第5節 地域の畜産概況
第6節 土地利用現況
第7節 主要農畜産物販売額
第8節 家畜飼養変遷状況
第9節 その他
第3章 地区の現況等
第1節 地区の沿革
第2節 農家戸数
第3節 農家経営現況
第4節 土地の権利関係等
第5節 土地の現況
第6節 草地の現況
第7節 気象概況
第8節 水利現況等
第9節 道路現況
第4章 事 業 計 画
第1節 事業の目的
第2節 事業の必要性及び目標
第3節 農家経営改善計画
第4節 土地利用計画
第5節 家畜飼養計画
第6節 草地管理利用計画
第7節 生産計画
第8節 環境保全計画
第9節 その他
第5章 全 体 事 業 計 画
第1節 事業費総括表
第2節 負担額総括表
第3節 全体事業計画の内容
第6章 公共牧場管理計画（公共牧場整備事業のみ）
第1節 管理経営の基本方針
第2節 施設管理計画
第3節 農家経営改善計画
第4節 資金計画
第5節 牧場管理機構
第6節 牧場運営計画
第7節 当該牧場における利用農家の範囲
第7章 事業費参加予定者等
第1節 事業参加予定者総括表
第2節 事業参加予定者戸別明細表
第3節 受益面積
第8章 事業費負担計画等
第1節 事業費負担区分
第2節 経営体別投資額
第3節 資金計画
第9章 事 業 効 果 等
第10章 添 付 書 類
1 添 付 図
2 積算資料、参考資料等

000 草地畜産基盤整備事業（草地整備型）道営草地整備事業 調査計画概要

地区名		() 所在地		受益地域概要		自然条件		気象	
事業主体		北海道		調査計画期間		事業実施期間		～	
基本情報		標高		地形		地質		土壌	
		m						植生	
		平均気温		降水量		°C		mm	
		()		()					
		草地		放草		不陸地		排根線	
		面積		収量		団地数		面積	
		ha		t		ha		m	
		重粘土		泥炭土		団地数		面積	
		ha		ha		ha		ha	
土地利用計画		市町村名		農家戸数		農用地		山林	
区分		田		普通畑		うち輪作畑		飼料畑	
現況		ha		ha		ha		ha	
計画		ha		ha		ha		ha	
		牧草地		耕地計		野草地		農用地計	
		ha		ha		ha		ha	
		山林		原野		その他		合計	
		ha		ha		ha		ha	
家畜飼養計画		乳用牛		肉用牛		馬		その他	
区分		成牛		育成牛		計		肉用種	
現況		頭		頭		頭		頭	
計画		頭		頭		頭		頭	
		飼養戸数		飼養頭数		飼養戸数		戸当頭数	
		戸		頭		戸		頭	
		()		()		()		()	
受益農家の経営改善計画		経営土地面積 (ha)		飼養家畜(頭)		畜産所得		追加投資額	
区分		田		普通畑		うち輪作畑		飼料畑	
現況		ha		ha		ha		ha	
計画		ha		ha		ha		ha	
増減		ha		ha		ha		ha	
土地の権利関係		地区面積 (受益草地面積)		所有区分別面積		土地権利関係の概要		開発制限等指定状況	
		(ha)		所有者		面積			
		増加純益額		妥当投資額		総事業費		投資効率	

(注) 1 地区欄の()内には、一般地区又は特定地区の別を記入すること。
 2 肉畜割合の欄には、当該地区の家畜飼養頭数を概換算し、それに占める肉畜の割合を記入すること。
 3 受益戸数の()は、担い手農家数を記入すること。
 (1 地方事務費5%含む。)

〇〇〇草地畜産基盤整備事業(畜産担い手総合整備型)飼料基盤集積整備事業 実施計画概要

地区名		所在地		事業主体		計画策定期間		事業実施期間		基本構想																	
自然条件	標高	地形	地質	土壌	植生	気象																					
	m					平均気温	降水量																				
	°C	mm																									
受益地域の概要	草地面積	牧草収量	不陸地	排根線	重粘土	泥炭土																					
	ha	t	団地数	力所数	団地数	団地数																					
土地利用計画	区分	田	普通畑	うら輪作畑	飼料畑	牧草地	耕地計	野草地	農用地計	山林	原野	その他	合計														
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha														
	現況																										
家畜飼養計画	区分	乳用牛			肉用牛			馬	その他	内畜割合	受益戸数																
	成牛	育成牛	計	肉用種	乳用種	計	頭	()	%	戸																	
	現況																										
受益農家の経営改善計画	区分	経営土地面積(ha)					家畜飼養頭数(頭)					畜産所得	追加投資額	追加投資償還金額													
	田	普通畑	うら輪作畑	飼料畑	牧草地	その他	計	乳牛	肉用牛	馬	計	千円	千円	千円													
	現況																										
土地の権利関係	地区面積		所有者別面積					土地権利関係の概要					開発制限等指定状況														
	(受益草地面積)		所有者																								
開連事業	市町村名	農家戸数	農用地(ha)					山林	原野	その他																	
			田	普通畑	飼料畑	牧草地	計	ha	ha	ha																	
事業効果	年度(月)	乳用牛			肉用牛			馬	豚	鶏	摘要																
	〇)	頭数	戸数	戸当り	頭数	戸数	戸当り	頭数	戸数	頭数	戸数																
地域指定の状況	従来の目標	目標年度	家畜	飼養頭数	飼養戸数	年増率	摘要																				
開連事業	事業名	事業期間	事業内容					受益戸数等																			
事業効果	増加純益額	妥当投資額	総事業費	投資効率																							
	千円	千円	千円																								

(注) 1 地区欄の()には、一般地区又は特定地区の別を記入すること。
 2 内畜割合の欄には、当該地区の

〇〇〇草地畜産基盤整備事業（畜産担い手総合整備型）再編整備事業 実施計画概要

地区名	所在地	事業主体	計画策定		事業の区分						
			事業	年	再編整備事業						
目的											
地域概況	市町村名										
実施地域の概要	市町村名	農家戸数(戸)				営農用地(ha)					農家戸当り
		専業	第1種兼業	第2種兼業	計	田	畑			採草放牧	
畜産振興計画	市町村名	乳牛		肉用牛		豚		鶏		豚換算頭数	
		頭数	戸数	戸当頭数	頭数	戸数	戸当頭数	頭数	戸数		戸当頭数
事業対象用地の概要	現況地目	全地面積(ha)	現在の土地所有状況(所有権別面積)単位:ha			今後の土地開発整備利用計画(ha)				その他用地	
		個人	会社	町・国	造成改良面積	整備改良整備	野草地整備面積				
事業参加資格者の概要	経営体数	区分	乳牛		肉用牛		豚		鶏		豚換算頭数
			頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	
担い手農家の概要	区分	事業参加畜産経営体数		豚換算頭数		集積概土地等		経営移転等		合計	
		うち認定農業者	うち認定農業者	うち認定農業者	うち認定農業者	ha	ha	ha			
事業効果										所得償還率	
事業期間											
事業区分											
基本施設整備事業											
利用施設整備事業											
計											
年											
別											

肉用牛の()は乳肉複合経営で外数

〇〇〇草地畜産基盤整備事業（草地林地総合整備型） 事業実施計画概要

ふりがな 地区名		所在地		事業主体		計画策定期間 年度		事業実施期間 年度～年度		事業実施計画策定費 (千円)							
目的											基本 施設 整備 事業	区分	種目及び工種	事業量	事業費(千円)		
												(1)草地整備改良					
地区 概要	市町村名 (旧市町村名)	中山間 指定等 5法指定	農家 戸数 (戸)	うち畜 産農家	耕地面積()内は、うち耕作放棄地					林野率 (%)	畑勾配15 度以上の面 積率(%)	田勾配1/20 以上の面積 率(%)	耕作放 棄地率 (%)				
					田 (ha)	普通畑 (ha)	飼料畑 (ha)	草地 (ha)	樹園地 (ha)	計 (ha)				(2)関連草地造成改良			
家畜 飼養 計画 の概要	区分	肉用牛			乳用牛			豚			鶏		肥育豚 換算頭数 (頭)				
	市町村名	頭数 (頭)	戸数 (戸)	一戸 当たり	頭数 (頭)	戸数 (戸)	一戸 当たり	頭数 (頭)	戸数 (戸)	一戸 当たり	羽数 (千羽)	戸数 (戸)	一戸 当たり	(1)農業用施設整備			
受益 面積 等	区分	事業実施面積	算定率	算定受益面積	飼料基盤面積		現況(20年)		計画(25年)		区分	戸数	その他諸経費				
	草地・飼料畑	[]	1	[]	[]		[]		[]		酪農		合計				
家畜 飼養 計画	現況 R〇年										肉用牛 酪農・ 肉用牛		事業種目	事業量	事業費(千円)		
	地域計										鶏						
家畜 飼養 計画 の概要	区分	頭数 (頭)	戸数 (戸)	一戸 当たり	頭数 (頭)	戸数 (戸)	一戸 当たり	頭数 (頭)	戸数 (戸)	一戸 当たり	羽数 (千羽)	戸数 (戸)	一戸 当たり	計			
	(R〇年) 現況																
受益 面積 等	輪作畑	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	区分			
	その他	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	全体	割合(%)	事業費(千円)	
家畜 飼養 計画	計	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	R〇年度			
	(R〇年) 計画													R〇年度			
												事業効果	備考				

- (注)
- 所在地の欄には、事業地区の所在する市又は郡、町村名を記入
 - 目的の欄には、地域の特色、現状等を踏まえ、事業の目的、基本構想を記入
 - 地区の概要の欄には、関係市町村全域の概要を農林業センサス等各種統計資料に基づき記入
中山間地域等5法指定の欄には、地域指定の関係法律名を略称(過疎、山村、特定農山村、離島、半島)で記入
 - 畜産振興計画の概要の欄には、酪肉近代化計画等を各市町村ごと記入
 - 受益面積等の欄には、各区分ごとに実地面積、算定受益面積、既地面積を記入
 - 事業参加者の欄には、本事業への参加者を畜農類型ごとに記入
 - 家畜飼養計画の欄には、事業参加者の家畜飼養頭数を記入
 - 事業計画の欄には、事業実施計画を事業種目ごとに記入
 - 関連事業計画の欄には、本事業と一体的に実施する関連事業を事業名、事業種目ごとに記入
 - 年度別事業計画の欄には、総事業費及び年度別事業費を記入
 - 受益面積等の欄のうち、()内には受益面積のうち既耕地、林野等の活用面積を、[]内には耕作放棄地の活用面積を記入
 - 耕作放棄地率=耕作放棄地面積÷(耕作放棄地面積+経営耕地面積)×100

〇〇〇草地畜産基盤整備事業（〇〇型）〇〇事業 〇〇地区

・ 必要性、緊急性、効果（3～5行程度で定量的指標を用いて記載すること。）

1 目的：

2 関係市町村：

3 事業主体：

4 事業実施期間：令和 年度～令和 年度

5 総事業費： 千円（うち国費 千円）

6 受益面積： ha

7 整備内容：

事業実施による効果

	現況→	計画

位置図

事業の必要性

※ イラスト、写真、フローチャートなどによりわかりやすく作成すること。

事業の概要・事業の効果

※ イラスト、写真、フローチャートなどによりわかりやすく作成すること。

第1章 目的

第2章 地域の概要

第1節 地区の所在地

〇〇県〇〇郡〇〇町村……注) 〇〇市他何カ町村とはしないこと。

第2節 一般概況

1 概要

(地域の位置、風土、経済地帯別区分及び他産業等についての特色を簡潔に記述する。)

2 産業別戸数及び人口

市町村名	年次	戸数								人口		備考	
		総戸数	農業	林業	水産業	鉱業	工業	商業	公類サービス	その他	総人口		農業人口
	〇〇年												資料名
	最近年												

(注) 年次は少なくとも2の年次をとることとし、最近年とそれに最も近い国勢調査年次とする。

3 主要産業別生産額

市町村名	総額	第1次産業		第2次産業		第3次産業		畜産物		備考
		金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	第1次産業との割合	
	千円									

(注) 年次の取扱いは、2と同様とする。

第3節 地域の農業概況及び動向

1 関係市町村の農業の特色及び振興方針

2 関係市町村の農業の動向

項目 区分	農家			経営土地面積(ha)				主要作物作付面積(ha)				主要家畜頭数(頭、千羽)				
	区分	年度			区分	年度			区分	年度			区分	年度		
		(A)	(B)	(C)		(A)	(B)	(C)		(A)	(B)	(C)		(A)	(B)	(C)
変化の状況	農家数	専業	(100)		耕地	田	(100)		飼料作物	(100)		乳用牛	(100)			
		第1種兼業	(100)			畑	(100)			牧草	(100)			肉用牛	(100)	
		第2種兼業	(100)			計	(100)			馬鈴薯	(100)			馬	(100)	
		計	(100)			草地	(100)			ビート	(100)			豚	(100)	
	農業従事者数	(100)		その他農用地	(100)		豆類	(100)		鶏	(100)					
変化の理由																

(注) 1 変化の状況の各欄は、現在(最近年)を(C)、最近時農業センサスを(B)、さらにその直前に行われた農業センサスを(A)として、それぞれの実数を上段に記載し、下段()内に(A)年度を100とした(B)年度、(C)年度の指数を記入すること。

2 経営土地面積の草地とは、採草地、放牧地、永年草地という。

3 変化の理由の欄には、主たるものについて簡潔に記入すること。

- (注) 1 地域の所在する関係市町村の合計について記入のこと。
 2 農林統計、農協等の資料により作成のこと。
 5 主要畜産施設の現状

(年度)

施設名	所在地	規模	能力	最近年の稼働状況	備考

- (注) 1 地域の所在する関係市町村内にある主要畜産施設（例えば、育成牧場、家畜市場、と畜場、クーラーステーション、食肉処理施設、飼料中継基地等）について作成すること。
 2 規模は、例えば育成牧場であればその面積、能力は収容可能頭数、最近年の稼働状況は、実育成頭数を記入すること。

第6節 土地利用現況

市町村名	農用地								山 林				原 野				そ の 他 計	既造成改良草地			備 考			
	耕 地				肥 培 管 理 し な い 牧 草 地	野 草 地	採 草 放 牧 す る 山 林	一 戸 当 り	総 面 積	国 有	公 有	私 有		総 面 積	国 有	公 有		私 有		公 有 草 地		そ の 他	計	
	田	畑	計	1戸 当り								個 人 有	そ の 他					個 人 有	そ の 他					
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	

- (注) 1 センサス、土地台帳により記入すること。
 2 計画対象地域全市町村について記入すること。
 3 原野の私有その他の欄は、農協有、その他法人有、部落有（代表者の記名共有を含む。）等のものを記入すること。

第7節 主要農畜産物販売額

市町村名	米	麦 類	馬 鈴 薯	豆 類	特用作物	その他 農産物	畜 産 物						合 計	備 考	
							総 額	牛 乳	牛(個体)	豚	鶏	その他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	

- (注) 1 既存資料又は聞き取り調査により記入すること。
 2 計画対象地域全市町村について記入すること。
 3 販売額が不用の場合は生産額を記入すること。

第8節 家畜飼養変遷状況

市町村名	調査年月日	乳 用 牛				肉 用 牛				馬		めん山羊		豚		鶏		参 考
		頭 数			戸 数	頭 数			戸 数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	
		2才以上	2才未満	計		肉用種	乳用種	計										
		頭	頭	頭 ()	戸 (%)	頭	頭		戸 (%)	頭 ()	戸 (%)	頭 ()	戸 (%)	頭 ()	戸 (%)	頭 ()	戸 (%)	

- (注) 1 センサスその他の既存資料により記入し、分類不明なものは「計」のみでも記入すること。
 2 原則として計画対象地域全市町村について記入するものとするが、例えば計画対象地域が広範囲の場合には計画対象地域の合計および主要市町村についてのみ記入すること。
 3 H12年、H17年、H22年および最近3年間について記入すること。
 4 去勢牛は「おす」に算入すること。
 5 頭数欄の（ ）内には、1戸当たり飼養頭数、戸数欄の（ ）内には飼養農家率を記入すること。

2 家 畜

(年度)

区 分	乳 用 牛					肉 用 牛					馬	めん 山 羊	豚	鶏	備 考
	成 牛	左 の う ち 経産牛	2才牛	1才牛	計	肉 専 用 種			乳 用 雄子牛	計					
						18カ月 以 上	18カ月 未 満	小 計							
地域全体 戸当たり	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	

3 農用施設機械

(年度)

区 分	農 用 施 設				主 要 農 業 機 械						そ の 他 施 設				備 考
	畜 舎				トラク ター							パーンク リーナー			
地域全体 戸当たり															

4 経営収支

(年度)

区 分	農 業 粗 収 入				経 営 支 出				農家所得	備 考
	農産収入	畜産収入	農外収入	計	農 産	畜 産	農 外	計		
地域全体 戸当たり	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	

第4節 土地の権利関係等

1 土地の権利関係

地区面積	事 業 着 手 前 の 土 地 所 有		事業着手前の所有権以外の 権原による使用収益権			事業申請 予 定 者	申請予定 者が当該 土地につ いて有す る権利	権利調整 の概要	開 発 制 限					備 考
	所有者	面 積	使用権 益 者	使用収益 権の種類	面 積				開発制限 の種類	開発制限 の内容	面 積	許 可 見 込	許 可 条件 見 込	
ha		ha			ha						ha			

(注) 1 土地台帳等から土地所有関係を明らかにし、土地所有区分をできるだけ細分して記入すること。例えば国有地は、開拓財産、国有林その他国有地に区分すること。

2 開発制限の種類には、国立公園法による指定地域、文化財保護法による指定地域、水源かん養保安林の指定地域等の別を記入すること。

2 開発制限等

関係団地名	開発制限の 種 類	開発制限の 内 容	開発制限の 面 積	許 可 等 見 込	許 可 等 条 件 見 込 み	調整の概要	代替施設計画 種類数量構造
			ha				

(注) 開発制限等の種類には、国立公園、国定公園等の他、保安林等と区分する。また、漁業権、鉱業権等についての調査調整の結果についても本表に必要事項を記入すること。

第5節 土地の現況

団地名	地形標高 (最高最低)	地質	土壌	面 積 (農用地造成)	土 地 の 現 況							草 地 分 級				
					牧草地	飼料畑	野草地	田	普通畑	樹園地	山林原野	その他	1級	2級	3級	4級

(注) 1 普通畑には、飼料畑を含めないこと。
2 草地分級については「草地開発事業計画設計基準」によること。

農家経営改善計画（その2）

管理 経営 予定者	当該草地に依存する家畜又は牧草										牧 場 経 営						資 金 計 画				備考			
	家 畜					牧 草					粗収入	生 産 費			後継者の有無	作 業 時 間 短 縮		投資額全体事業費	借入金金額	借入金の年償還額		所 得 償 還 率		
	区分	頭数	飼養期間	種類	数量	うち飼料費	うち家族労働費	所得	面積	頭数		最大	平均	最大		平均								
																	区分			頭数		種類	数量	うち飼料費
A	現在				kg	千円	千円	千円	千円	hr/ha	hr/頭	千円	千円	千円	千円	%	%							
B	計画																							
C	増減																							
a	現在																							
b	計画																							
c	増減																							
平均及び合計	現在																							
	増減																							

項 目	記 載 要 領
経営管理予定者	参加経営体別に個別経営の標準類型、共同経営(法人)、協業経営、及び公共牧場等の経営について記入すること。なお、公共牧場等の場合は当該経営体数の欄に受益市町村名を記入する。
家畜飼養頭数	区分は搾乳、繁殖、育成、肥育等、頭数の合計には、類型と豚換算頭数を()で記入する。
飼料の需給供給 牧場経営 資金計画	TDNで記入する。購入量は、粗飼料購入量があれば濃厚飼料と区分しておくこと。家族労働費以外の生産費は、畜産物生産費調査等の結果を用いて推定する。投資額は、現在欄には記入せず、追加投資額(補助金等を含み、土地買収費を除く。)を記入する。
所得償還率	借入金の年償還額÷経営の所得((A)+(B))
平均及び合計	平均を上段に、合計を下段に記入する。

第4節 土地利用計画

1 計画の概要

(傾斜、土地現況等により土地利用計画を策定した基本的な考え方を記述する。)

2 土地利用計画

(1) 総括表(現況と計画の対比)

(単位: ha)

計画	現状	山 林	原 野	田	普通畑	樹園地	飼料畑	牧草地	野草地	施設用地	その他	計
	牧草地											
飼料畑												
ふん尿還元農地												
野草地												
放牧林地												
施設用地												
環境保全地												
その他												

(注) 1 普通畑からは、飼料畑を除くこと。なお本表と同様の様式で団地ごとの対比表を作成しておくこと。

2 現況の各地目のうち耕作放棄地については、()書き内数で併記すること。

(2) 集積土地の計画

(単位：ha)

団地名	番号	農地流動化対策				利用権設定等促進事業				農地法第3条第1項に基づくもの			土地改良法に基づくもの			合計
		移転又は設定		計	移転又は設定		計	移転又は設定		計	交換 分合	換地	計			
		所有権 移転	賃借権		左以外の 使用集益権	所有権 移転		賃借権	左以外の 使用集益権					所有権 移転	賃借権	

団地名	未墾地等 からの造成に係る 土地	その他 (特認)	合計	土地集積が 行われる (予定) 年 月 日	備考
計					

(注) 1 本計画は、当該地区の計画策定前々年度から事業完了までに集積される土地について記入すること。

2 1団地において、集積土地を2以上の方策で集積される場合は、その方策ごとに団地を区分して記入すること。ただし、この場合の番号は枝番とすること。

(3) 団地別土地利用

(単位：ha)

団地名	区分	牧草地				飼料畑				農業用施設用地				放牧 林地	野草地	環境 保全 用地	その他	計	備考
		個別	共用	公共 利用	計	個別	共用	公共 利用	計	個別	共用	公共 利用	計						

注) 牧草地の内採算地専用面積については()書きとすること。

2 土地利用計画 (道営草地整備事業に限る。)

区分	団地数		集 団 化 率 ($\frac{P-Q}{P-1} \times 100$)	1戸当たり面積	備 考
	総 数	1戸当たり			
現 況		P		ha	
計 画		Q	%		

第5節 家畜飼養計画

区分	造成整備			既造成改良			野草地				当該地区において飼養する家畜及び給与草量						当該牧場以外における家畜に供給する牧草			
	草地			草地			面積	反当収量	利用草量	利用草量	乳用牛			肉用牛						
	面積	反当収量	利用草量	面積	反当収量	利用草量					飼養の目的	飼養の時期	頭数	給与草量	飼養の目的	飼養の時期	頭数	給与草量	主要な利用家畜	供給草量
現況 計画 増減	ha	t	t	ha	t	t	ha	t	t	t			頭	t			頭	t		t

- (注) 1 利用草量、給与草量、供給草量は生草換算数量を記入すること。
 2 当該地区における飼養する家畜の種類は、各地区の実態に応じて適宜取捨選択して記入すること。
 また、家畜飼養の目的は育成、肥育、搾乳等を、頭数は日平均の飼養頭数を、飼養時期は放牧期、舎飼期、周年等を記入すること。
 なお、飼養頭数は、飼養目的、飼養時期別にすること。

第6節 草地管理利用計画

1 草地利用及び家畜飼養計画

草地利用及び家畜飼養計画					飼養家畜別の給与量					備考
飼料区分	面積	生産量	利用量	供給養分量(TDN)	家畜の種類	年令区分	飼養目的	頭数	給与養分量(TDN)	
	ha	t	t	t				頭	t	

- 2 大型農業機械利用計画
 3 施肥計画

区分	購入肥料							自給肥料								備考	
	肥料名	ha当たり				面積	施用量	施肥回数	堆肥				尿				
		施用量	施用分量						ha当たり施用量	面積	施用量	施肥回数	ha当たり施用量	面積	施用量		施肥回数
	kg	kg	kg	kg	ha	t	回	t	ha	t	回	t	ha	t	回		

第7節 生産計画

- 1 牧草等の粗飼料の生産量、牛乳等の畜産物の生産量について、面積、頭数及びha当り収量等の諸元を並記して記入すること。
 2 豚、鶏等についても同様に諸元を並記すること。

第8節 環境保全計画

- 1 家畜ふん尿処理利用
 2 土地利用、工事計画上の配慮

第9節 その他

不陸均

団地数	面積	工 法					備考
ヶ所	ha						

心土破碎

団地数	面積	土性	破碎深	破碎間隔	備考	
	ha		m	m		

有機質資材及び土壌改良資材

団地数	面積	有機質資材 (種類)	石灰質資材 (種類)	燐酸質資材 (種類)	備考	
ヶ所	ha	t/ha	t/ha	t/ha		

(2) 道路整備計画

① 計画基本方針

(注) 下記の道路計画を策定した理由等について簡潔に記述すること。

② 全体計画

路線名	事業計画			幅員 (有効)	構造	主要構造物		既存道路 との連絡	管理 予定者	備考
	事業量	単価	事業費			橋梁				
幹線号	m	円	円	m		ヶ所				うち改修部分 は00道
支線号										
遊歩道号										
計	幹線 条									
	支線 条									
	遊歩道 条									

(注) 改修部分がある場合は、() 書きで内数として記入し、備考欄には、市町村道、林道等の別を記入すること。

③ 路線配置図

(注) 模式図により、既設道路との関係、既設及び計画路線の名称、既設道路の国道、都道府県道、市町村道の種別延長等を示すこと。

(3) 用水施設整備計画

① 計画基本方針

(注) 用水計画に係る基本的事項についての考え方を記述すること。

② 計画用水系統図

(注) 模式図により、既設の幹線用水路との関係、既設及び計画用水路の名称、関連地名(施設、草地等)等を付記すること。

③ 事業計画

用水路名	延長	構造	計画給水量	関連団地	単価	事業費	管理予定者	備考
	m		m ³ /日		円	円		

(注) 1 構造の欄については、導水する主要な管種及び管径について記入し、付帯施設(浄水、消毒施設等)を付設する場合は、その形式を併せて記入すること。

2 関連団地の欄には、この事業により造成整備される施設用地、高度放牧林地、草地等の名称を記入すること。

3 備考欄には、計画給水量の算定の根拠を記入すること。

(4) 排水施設整備計画

① 計画基本方針

(注) 排水計画の必要性と理由を記述すること。

② 排水系統図

(注) 模式図により、幹線排水路との関係、既設及び計画用水路（施設）の名称、関連団地名（施設、草地等）等を付記すること。

③ 事業計画

排水路名	延長	構造	単位排水量	関連団地	単価	事業費	管理予定者	備考
	m		m ³ /年		円	円		

(注) 1 構造の欄については、水路の種類（コルゲートU字フリューム水路、コンクリート水路等）、規格及び樹の種類（合流樹、落差樹、減勢樹）について記入し、水路等の構造図を添付のこと。

2 関連団地の欄には、この事業により造成整備される施設用地、草地等の名称を記入すること。

3 備考欄には、単位排水量の算定根拠を記入すること。

(5) 雑用水施設整備計画

① 計画基本方針

② 事業計画

用水源概要	必要水量			取水施設			導水施設			貯水施設			給水施設			事業費計	管理予定者
	家畜の種類	種頭数	要水量	種類	数	事業費	種類	数	事業費	種類	数	事業費	種類	数	事業費		
		頭	m ³		箇所	円		箇所	円		箇所	円		箇所	円	円	

2 関連草地造成改良

(1) 草地造成改良

① 全体計画

造成予定地	区分	事業量			造成工法			土壌改良資材散布及び牧草種子播種		土壌改良資材						牧草種子				
		面積	単価	事業費	工法	面積	工法概要	面積	手続	石灰質資材			磷酸質資材			種類	品目	数量	事業費	
										種類	数量	ha当たり	種類	数量	ha当たり					
		ha	円/ha	円		ha		ha	円		t	t	円		t	t	円		kg	円

(2) 放牧林地整備計画（高度放牧林地及び混牧林地整備を含む）

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

整備 予定地	整備 面積 (工法)	前植生処理					障害物除去		耕起整地			土壌改良資材 散布及び牧草 種子播種			土壌改良資材						牧草種子			雑 費 計	事 業 費 計			
		樹 種	樹 齢	本 数	面 積	手 段	事 業 費	面 積	手 段	事 業 費	面 積	手 段	事 業 費	面 積	手 段	事 業 費	石灰質資材			磷酸質資材			種 類			品 種	数 量	事 業 費
																	種	数	ha 当たり 事業費	種	数	ha 当たり 事業費						
		ha		冊	ha	冊	ha	冊	ha	冊	ha	冊	ha	冊	冊		t	t	冊	t	t	冊		kg	冊	冊	冊	
計																												

(注) 整備面積の欄の(工法)には、放牧用林地整備、高度放牧林地整備(上下二段方式、林帯草帯方式)、混牧林地整備、家畜排せつ物還元用特用樹林地造成の区分を記入すること。

③ 内容

ア 工法

(注) 工法ごとに、その工程を説明し、整備前における ha 当たりの立木本数、平均樹高、平均胸高直径並びに立木の平均伐採率、林帯草帯の平均幅、立木の平均密度、土壌改良資材の種類及び投入量、牧草導入の手法の概要、ha 当たり造成単価等を記入すること。

イ 家畜種類ごとの利用面積

ウ その他

(注) 放牧用林地整備に含めて整備される作業用道路(幹支線を除く)、防災施設、排水施設等については、事業量、単価、内容等を適宜記入すること。

(3) 牧野樹林整備計画

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

整備予定地	新設・改良	規 格	事 業 量	単 価	事 業 費	事業費計	管理予定者	備 考
				冊	冊	冊		

(4) 家畜排せつ物還元用農用地造成整備計画

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

整備予定地	新設・改良	規 格	事 業 量	単 価	事 業 費	事業費計	管理予定者	備 考
				冊	冊	冊		

(5) 水質汚染防止基盤整備計画

①水質浄化林・浄化水路整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性和基本的考え方について記入すること。)

イ 用地造成整備計画

整備予定地	事業計画			工法等	備考
	事業量	単価	事業費		
	m ²	千円/10a	千円		
計					

(注) 工法等の欄には植栽床の保護枠(ブロック、石組み)等を記入

ウ 植栽等計画

整備 予定地	植栽計画					浄化用骨材			備考	
	植栽 面積	植栽 本数	単価	事業費	樹種	植栽幅、 列数、樹高等	面積	単価		事業費
	m ²	本	千円 /m ²	千円			m ²	千円 /m ²	千円	
計										

(注) 1 水質浄化林の樹種にあつては、地域の実情に応じたものとし、その効果についての知見データ等を添付すること。

2 浄化水路の整備にあつては、用いる効果についての知見データ等を添付すること。

② 浄化池、汚水処理池整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備改良 予定地	区分	事業計画			工法			備考
		事業量	単価	事業費	浚渫	埋め戻し	その他	
		ha	千円 /ha	千円	ha	ha	ha	
計								

(注) 工法のその他欄にあつては、具体的な工法を記入すること。

③ 畜産施設及びその周辺等の地下水汚染防止基盤整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備予定地	事業量	単価	事業費	工法等	備考
	ha	千円/ha	千円		
計					

(注) 工法等の欄には、地下水汚染を防止する方法(構内舗装、防漏処理集水池等)について記入すること。

(6) 防災施設整備計画

① 計画基本方針

② 事業計画

整備予定地	事業量	単価	事業費	種類	数量	関連団地	管理予定者	備考
	ha	円/ha	円					

(7) 施設用地造成整備事業

① 計画基本方針

② 用地造成整備計画

使用する施設名区分	事業量	単価	事業費	内容及び必要性
	ha	千円/ha	千円	

(注) 用地面積は平面分のみでなく法面を含むものとして記入すること。

(8) 鳥獣被害防止施設整備

- ① 計画基本方針
- ② 事業計画

整備予定地	構造・形式・規模等	事業量	単価	事業費	管理予定者	備考
		千円	千円/m	千円		

4 農業用施設整備計画

(1) 隔障物整備計画

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

整備予定地	事業量	門扉の数	棚 柱			張 線		受 益 面 積	受 益 頭 数	単 価	事業費	備 考
			種類	規格	間隔	種類	段数					
	m	所			m			ha	頭	円/m	千円	

(2) 家畜保護施設整備計画

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

整 備 予 定 地	施設名	新設 ・ 改良	構造	規模	改良の場合 の主な内容	畜舎等主たる施設			附 帯 施 設			事業 費計	管 理 予 定 者	備 考	
						数量	単価	事業費	内容	数量	単価				事業費
							円	円			円	円			

(注) 数量、事業費等は「畜舎等主たる施設」と「附帯施設」に分け、「附帯施設」には、搾乳、牛乳処理用施設、給飼料施設、ふん尿搬出施設等に係るものを記入すること。

(3) 電気導入施設整備計画

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

整 備 予 定 地	構造・形式・規模等	事 業 費	利 用 施 設	管 理 予 定 者	備 考
		円			

(注) 利用施設の欄には、整備する電気導入施設により電気を導入し利用する施設名(畜舎、家畜排せつ物処理施設等)を記入すること。

(8) 家畜排せつ物処理施設整備計画

- ① 計画基本方針
② 全体計画

整備 予定地	施設・ 機械名	構 造 型 式	処 理 能 力	処 理 計 画 量	受 益 者 数	事 業 量	単 価	事 業 費	管 理 予 定 者	備 考
			t/年	t/年	戸	ヶ所・台	円/ヶ所・台	円		

(注) 附帯する施設には電気導入施設、用水施設（ポンプ）、攪拌施設等本施設整備に含めて整備される施設について記入する。

(9) 水質汚染防止施設整備計画

- ① 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

- ② 全体計画

整備予定地	施設・ 機械名	構造型式	処理能力	受益者数	事業量	単価	事業費	備考
			t	戸	ヶ所 台	千円 /ヶ所・台	千円	
計								

(注1) 附帯する施設には、電気導入施設、用水施設（ポンプ）、攪拌施設等本施設整備と一体的に整備される施設について記入する。

(注2) 第5章第3節2その他農業施設整備計画に記載した整備内容の内訳について記載すること。

(10) 間伐材加工処理施設整備計画

- ① 計画基本方針
② 全体計画

整備予定地	構 造 ・ 形 式 ・ 規 模 等	事 業 費	利 用 施 設	管 理 予 定 者	備 考
		円			

(11) 衛生管理施設整備計画

- ① 計画基本方針
② 全体計画

整備 予定地	施設名	新設・ 改良別	構造	規模	改良の場合 の主な内容	事業量	単価	事業費	管理予定者	備考
							円	円		

(12) 放牧馴致施設整備計画

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

整備 予定地	施設名	新設・ 改良別	構造	規模	改良の場合 の主な内容	数量	単価	事業費	管理予定者	備考
							円	円		

(13) 防護柵整備計画

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

整備予定地	施設・改良	構造	規模	事業量	単価	事業費	管理予定者	備考
				m	円/m	円		

(14) 環境保全施設整備

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

施設名	構造	規模	数量	単位	単価	事業費	内容	管理予定者	備考
					千円	千円			

5 農機具等導入計画

(1) 牧場用機械施設整備計画

- ① 計画基本方針
- ③ 全体計画

整備 予定地	施設・ 機械名	構造・ 型式	能力	受益者数	事業量	単価	事業費	管理 予定者	備考
			t/年	戸	台	円/台	円		

(2) 農具庫整備計画

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

整備予定地	施設名	事業量	単価	事業費	内容	管理予定者	備考

(3) 燃料庫整備計画

- ①計画基本方針
- ②全体計画

整備予定地	施設名	事業量	単価	事業費	内容	管理予定者	備考

第6章 公共牧場管理計画（公共牧場整備事業に限る。）

第1節 管理経営の基本方針

第2節 施設管理計画

団地名										
管理者名										
施設名	道路	雑用水施設	隔障物	避難舎	看視舎	牧野樹林	乾草施設	牧場用機械	〇〇〇〇・・・	
維持管理方法										
維持管理経費										
維持管理経費の負担方法										
その他事項										

第3節 牧場経営計画

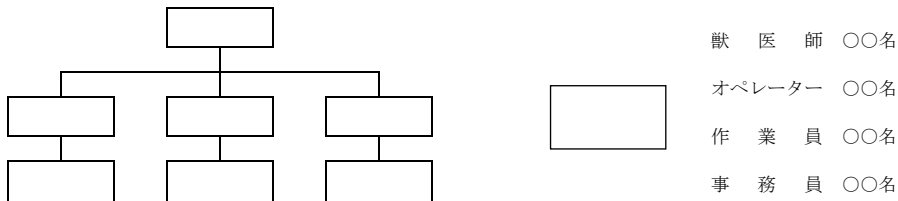
団地名 (管理経営主体)	牧場収入									牧場支出								収支	
	預託料			売却料				その他	計	間接経費				直接経費			計		
	延べ頭数	単価	金額	家畜		乾草(生草)				労務費	資材費	その他経費	小計	償却費	資本利子	その他経費			
頭	円/頭	千円	頭	円/頭	千円	t	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		

第4節 資金計画

経営者名	制度別	償還条件						償還額			備考		
		資金の種類	借入金元	据置期間	償還期間	利率	年賦金率	年償還額	最大年償還額	平年償還額			
	株式会社日本政策金融公庫資金 農業近代化資金 農業改良資金 〇 〇 〇 〇												
	計												

(注) 最大年償還額、平年償還額は、計の欄のみ記入すること。

第5節 牧場の管理機構



第6節 牧場の運営計画

区 分	事業前 現況 ○年	整備事業実行計画					完了後 計画 ○年	備 考
		1年次 ○年	2年次 ○年	3年次 ○年	4年次 ○年	5年次 ○年		
基盤整備計画	未整備面積 (ha)							
	整備中の面積 (ha)							
	整備済面積 (ha)							
	計							
牧場運営計画	預託受入頭数 夏期 (頭/日)							
	冬期							
	乾草(生草)販売量 (t/年)							
整備期間中 の対応状況	預託受入れ対応 (対受益農家)							
	乾草(生草)供給方法 (対受益農家)							

- (注) 1 未整備面積には、本事業の対象予定外草地を含むものとする。
 2 基盤整備計画欄には、造成改良面積を上段()で内数により記載すること。
 3 整備期間中の対応方法は、整備工事実施のため、農家の希望に応じられない場合に記載すること。

第7節 当該牧場における利用農家の範囲

1 預託受入れ

2 牧草販売

預託受入れ先 (都府県・市町村)	預託 時期	預託受入れ頭数		利用農家戸数	
		現況	計画	現況	計画
	夏期	頭	頭	戸	戸
	冬期				
	夏期				
	冬期				
計	夏期				
	冬期				

牧草販売先 (都府県・市町村)	預託 時期	牧草販売量		利用農家戸数	
		現況	計画	現況	計画
	夏期	t	t	戸	戸
	冬期				
	夏期				
	冬期				
計	夏期				
	冬期				

(注) 預託受け入れ先の区分は、道内は市町村別とし、道外については都府県別とすること。

(注) 牧草販売先の区分は、道内は市町村別とし、道外については都府県別とすること。

第7章 事業参加予定者等

第1節 事業参加予定者総括表

区 分		参加予定者	備 考
畜産農家	酪農 肉用牛 養豚 養鶏 計	戸	
	耕種農家		
合 計			

(注) 事業参加予定者に農地所有適格法人、地方公共団体、農業協同組合等が含まれる場合は、備考欄にその旨を記入すること。

第2節 事業参加予定者個別明細表

事業参加者氏名	経営類型	経営所在地	事業参加内容		備考
			基本施設整備	利用施設整備	

- (注) 1 経営類型の欄には、酪農、肉牛繁殖、養豚一貫、稲作等と記入すること。
 2 経営所在地の欄には、経営の期間となる施設等の所在地を地番まで記入すること。
 3 事業参加内容の欄には、参加する事業内容（放牧林地整備、草地造成、飼料畑整備、畜舎等）及び事業量を記入すること。なお、共同利用施設等の事業の場合は、○○ △△/×（○○…事業内容、△△…事業量、×…事業参加数（例）家畜排せつ物処理施設 200 m³/3）と記入すること。

第3節 受益面積

受益地の所在地	事業実施面積							計	備考
	草地・ 飼料畑	野草地	放牧用 林地	高 度 放牧林地	混 牧 林地	輪作畑	水田・ 普通畑		
	()	()	m ² ()	m ² ()	m ² ()	m ² ()	m ² ()	m ² ()	
計	()	()	()	()	()	()	()	()	
受益面積	()	()	()	()	()	()	()	()	
割合 (%)									
(参考) 飼料基盤 面積	現 況 (R 年)								
	計 画 (R 年)								

- (注) 1 受益地について1筆ごと（まとまりがありその受益の内容が同じ土地については、ひとまとめにしても差し支えない。）に該当する受益内容の欄にその実面積を記入
 2 受益面積の欄には、計の欄について、草地畜産基盤整備事業に係る運用により規定する算定率に乗じた面積を記入
 3 1筆の土地のうち一部の面積が受益を受ける場合は、その受益を受ける面積を記入
 4 ()内は、受益面積のうち既耕地、耕作放棄地、林野等の活用面積を記入
 5 市町村ごとに小計を作成すること。

第8章 事業費負担計画等

第1節 事業費負担区分

1 事業費負担区分

区 分	事 業 費			負 担 率				負 担 額				備 考
	個 別	公 共	計	国	県	市 町 村	受 益 者	国 費	県 費	市 町 村 費		
基 本 備 施 事 設 業	千円	千円	千円	%	%	%	%	千円	千円	千円	千円	
小 計												
農 整 業 備 用 事 施 業 設												
小 計												
農 機 具 等 導 入 事 業												
共 通 経 費												
合 計												

(注) 本表においては、共通経費には用地及び補償費、測量及び試験費を記すこと。

第2節 経営体別投資額

(単位：千円)

営 業 区 分 別	所 要 投 資 額				受 益 者 負 担 額				地 代	備 考
	基本施設	利用施設	農機具等	計	基本施設	利用施設	農機具等	計		

(注) 所要投資額は、受益者負担にかかる事業項目のみを記入すること。

第3節 資金計画

経 営 者 別	償 還 条 件							償 還 額			備 考
	制 度 別	資金の種類	借入元金	措置期間	償還期間	利 率	年賦金率	年償還額	最大年償還額	年償還額	
関 連 団 体 名	株式会社日本政策 金融公庫資金							千円	千円	千円	
	農業近代化資金										
	農業改良資金										
計											

(注) 1 最大年償還額、年償還額、所得償還率は、経営者別に計の欄のみ記入すること。

2 所得償還率=年償還額÷農業所得

第10章 添付書類

1 添付図

(1) 位置図

ア 基 図…国土地理院発行の1/50,000地形図を使用すること。

イ 記入事項…地区、団地の範囲、造成改良農用地及び放牧林地整備の範囲、既存の牧草地、畑の範囲、事業対象及び既存道路、導水路等及び名称、農業用施設用地の位置。

(2) 計画概要図

ア 基 図…地区全体が一葉の図面に入るような縮尺(1/10,000～1/25,000)の地図を使用すること。

イ 記入事項…位置図の事項の他、土地利用区分、(牧草地、野草地、飼料畑、その他農用地、放牧地、環境保全用地、施設用地、その他附帯地等)等。

(3) 計画平面図

ア 基 図…原則として1/5,000

イ 記入事項…記入事項は、計画概要図と同じ。

2 積算資料、参考資料等

(1) 計画作成の基礎資料、附属資料作成の基礎となった諸資料又は説明資料

(2) 施設等の概算設計積算所及び設計図

(3) 調査成績書

(4) その他参考資料

(5) 計画基本図は原則として1/5,000であるが、改良山成工が必要な場合は1/2,500～1/1,000

別記様式第5号（第8の2関係）

〇〇〇草地畜産基盤整備事業
（〇〇〇型）〇〇〇事業実施計画変更報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
（北海道にあつては農林水産省畜産局長）

都道府県知事

草地畜産基盤整備事業の運用第〇の〇の規定に基づき、報告します。

変更理由

- （別 添） ・ 草地畜産基盤整備事業実施計画書の様式により変更前を（ ）書きで上段に、下段には、変更後を記載し、二段書きとして作成したものを添付。
- ・ 変更後の畜産活性化計画書（写）

別記様式第6号（第9の1関係）

〇〇〇草地畜産基盤整備事業
（〇〇〇型）〇〇〇事業完了報告書

番 号
年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿
（北海道にあつては畜産局長）

都 道 府 県 知 事

草地畜産基盤整備事業の運用第〇の〇の規定に基づき、下記地区に係る草地畜産基盤整備事業が完了したことを報告します。

記

事業の種類：〇〇型〇〇事業

地区名	所在地	事業主体	草地整備 改良面積	草地造成 改良面積	野草地整備 改良面積	放牧用林地 整備面積	事業費	実施期間	備 考
			ha	ha	ha	ha	千円	年度 ～ 年度	

（別 添）草地畜産基盤整備事業実施計画書と同様式により、上段に事業実施計画策定時の内容若しくは事業計画の変更報告時の内容を（ ）書きとし、下段に事業完了時の内容として二段書きで作成したものを添付すること。

別記様式第7号（第10の5の関係）

〇〇〇草地畜産基盤整備事業
 （〇〇型）〇〇事業 〇〇県〇〇地区

資金計画書

地区所在地	
事業実施計画承認年月日	
資金計画作成者	
事業実施(予定)	

第1 地区全体計画

	必要 資金額	年度別借入希望額				関係 戸数	備考
		年度	年度	年度	年度		
農林漁業金融金庫資金 資金 資金 資金 農業近代化資金 その他資金	千円	千円	千円	千円	千円		
計							

第2 経営体計画(個別経営体又は協力経営体ごとに作成)

氏名(組織名)		住所	
---------	--	----	--

1 資金計画

	内容	必要 資金額	資金調達内訳				計
			資金	資金	農業近代化資金	その他資金	
基本施設整備 利用施設整備 農機具等導入 計	(例) 農地 ha 防災林 ha 畜産施設用地 ha 〇〇 〇〇	千円	千円	千円	千円	千円	千円
資金借入希望年度別内訳		年度 年度 年度 年度					

2 農業経営の改善計画(個別経営)

(1) 農業経営の現状と目標

		現況 (年度)	目標年度 (年度)	備考
経営 土地	水田 普通畑 草地飼料畑 採果樹地園 山林	a	a	
農建物・ 施設等	畜舎			
家畜飼養 状況	乳肉用豚鶏 牛牛	頭	頭	

(2) 経営収支及び資金運用計画

区分	科目	現況(年度)		目標年次(年度)	
		金額	算出基礎	金額	算出基礎
収支	収入 A				
	支出 B				
	収支差引 A - B				
資金 運用 計画	受 入	農業収入 A			
		運転資金			
		その他			
		計 C			
	運 用	農業経営費 B			
		借入金・負担金等の償還 家計費 その他			
		計 D			
	C - D				

(3) 償還計画

ア 現在の借入金の状況

資金名	借入計画	借入理由	返済期間	未償還金額
	千円		年	千円

イ 目標年次における借入金残高等

	借 入 金			
	資金	資金	その他の資金	計
借入残高 年間償還額	千円	千円	千円	千円

3 農業経営の改善計画

(1) 法人の概況

設立年月日	年 月 日	協業の形態	全面協業・部門協業		
組 織 名		出資金		構成員の世帯	
法人の業務内容					

(2) 経営土地等々の現況と計画

地目	区 分	現 況 (年度)	目標年次 (年度)	備 考
	法人有地 構成員からの借地 構成員以外からの借地 計 貸付地	a	a	
	法人有地 構成員からの借地 構成員以外からの借地 計 貸付地			

(3) 農業施設等の現況と計画

		現況 (年度)	目標年次 (年度)	備考
農業 用(建物・ 農機 具)		a	a	
家畜 飼養 状況	乳肉用 牛豚鶏			

(4) 経営収支及び資金運用計画

2の(2)に準じ作成する。

(5) 償還計画

2の(3)に準じ作成する。